

山下視察團報告

I

0822

目 次

観察記事 (1)

獨伊派遣軍事観察團報告

第一編

| | | |
|----|----------------------|------|
| 第一 | 前 言 | (15) |
| 第二 | 国防機構の一元化 | (15) |
| 第三 | 陸軍軍備拡充方針 | (17) |
| 第四 | 陸海軍航空の統一及航空防空充備要綱 | (18) |
| 第五 | 機甲兵団建設要綱 | (23) |
| 第六 | 通信戦力刷新要綱 | (26) |
| 第七 | 兵器技術の刷新及び等に関する諸制度の確立 | (27) |
| 第八 | 軍の機能を識別たらしむる方策 | (31) |
| 第九 | 国防強化の爲緊急施策要項 | (33) |
| 第十 | 結 言 | (34) |

第二編

| | | |
|-----|-------------|-------|
| 第一章 | 国防機構の一元化に就て | (36) |
| 第二章 | 強力國家の戦争指導 | (69) |
| 第三章 | 編制制度 | (73) |
| 第四章 | 其 他 | (109) |

視察記事

(1) 視察団派遣の経緯

今次大戦に於ける独軍は波蘭に於ても諸威に於ても猶又薩白浦方面に於ても常に積極的自立奮闘に終止し且別る延々大なる戰果を收め作戦並戰爭指導の様想共に從來の觀念を脱せるものあるか如く特に独空軍及陸軍甲部隊の活躍は前古未嘗有にして國家總力を戰爭遂行の一途に結果指向する戰爭指導の要領と共に幾多の示唆を包藏するものなり。

於此昭和十五年八月軍事視察団を獨國に派遣する旨内試験し軍務局長は駐日獨武官と交渉する所あり独空軍は作戦の關係上遂に同意するに至りざりしも独陸軍は欣然之を承諾せるを以て既に視察団派遣の試決せられ八月下旬内報を發して視察団委員に之が準備を命ぜる。但しソ聯通過査証の入手相当困難せられ表向電令は之小目迄確立を待ちて行はることとなり。

僅々同年九月日独伊三國條約の締結せらるるありて独空軍の対日空氣も逐次好転し視察要求を逐次段容するに至り遂に獨国防軍は我軍事視察団を招請すべき旨申出づるに至り。

又前國際軍が眞實視察団を獨國に派遣するの試であるを知れる伊國は其の駐日武官を通じて視察団を伊国防軍に於ても招待したき意圖を表明し奉れるを以て之を容れ独國視察後伊國をも視察せしめゆることとなり。

(2) 視察団の任務及編成

(1) 任務

派遣の目的は主として今次大戦に於ける獨國の戰爭指導、空軍の戰略戰術特に陸軍甲部隊^{陸軍と}並に兩軍の側面訓練課、補給等の状況を視察し以て我軍軍備充実に資するに在り。

尚伊國に於ける前項事項に關し其の概況を視察す。

(2) 視察団の編成をの如し

<獨國軍事視察団>

陸軍中將 山下寧文

陸軍少將 坂西一良 (獨國在朝獨國大使館附武官)

陸軍少將 緑野櫻樹

陸軍中佐 穂田弘志 (獨國在朝獨國大使館附武官輔佐官)

陸軍少佐 高崎正男
 陸軍少佐 遠藤悦 (独國在勤帝國大使館附武官補佐官)
 陸軍少佐 棚橋茂雄
陸軍班
 陸軍少將 原乙未生
 陸軍大佐 一瀬涉
 陸軍中佐 角健之
 陸軍少佐 館野基忠 (陸軍技術本部独國駐在官)
 同 田中貢治 (独國駐在員)
 同 佐竹金次 (同)
 同 高山信武 (同)
 同 細田熙 (同)
航空班
 陸軍大佐 原田寅慈
 陸軍中佐 飯島正義 (陸軍航空本部独國駐在員官)
 同 有森三雄
 同 岸本重一 (独國駐在員)
 同 木原友二 (陸軍技術本部独國駐在員)
 陸軍少佐 中村昌三 (独國駐在員)
 同 侍原秀晃
 領房 独國在勤帝國大使館附武官陸軍少將坂西一良 (独國首都列着に到る迄陸軍少將岡本清福は坂西少將に代り本編成内に入り服務す。)

<伊國軍事觀察團編成>

陸軍中將 山下奉文
 陸軍少將 綾部橋樹
 陸軍大佐 清水盛明 (伊國在勤帝國大使館附武官)
 陸軍中佐 太田梅一郎 (同 補佐官)
 陸軍少佐 高崎正男
 同 棚橋茂雄
陸軍班
 陸軍少將 原乙未生
 陸軍大佐 一瀬涉

| | |
|------|-----------------------|
| 同 | 角 健之 |
| 陸軍中佐 | 樺 研 正感 (伊國駐在員) |
| 同 | 篠尾 正明 (陸軍技術本部伊國駐在員) |
| 陸軍少佐 | 柴 弘人 (同) |
| 航空班 | |
| 陸軍大佐 | 原田 貞慈 |
| 陸軍中佐 | 有森 三雄 |
| 同 | 柳原 主計 (伊國駐在員) |
| 同 | 中村 昌三 (俄國駐在員) |
| 陸軍少佐 | 大川 幹夫 (陸軍航空本部伊國駐在監督官) |
| 同 | 内岡 幸雄 (伊國駐在員) |
| 同 | 梅原 秀見 |

(1) 派遣期間は往復を合し約六ヶ月とし在独約三ヶ月在伊約一ヶ月とする
経路は往復共西伯利亚経由とする。

(3) 観察団の準備

内報に接したる観察団長は観察団の仕務達成に關し訓示を耳へて先づ
回員の覚悟を新にし且つ其の細心所を開ならしむるところあり。観察団
員は各上司の諒解の許に直に旅行準備料にソ朕査証要求を屬すと共に
観察準備に着手す則ち中央諸官衙各実施学校等を巡回して観察懇談し各當
事者の意見を聽取すると共に観察の参考資料を蒐集し各主要なる軍需工
場を観察して観察隊の向上に資し以て隨時出発し得るの準備を完了す又
観察調査希望事項を駐独武官に通報して独軍部に之が要求方を依頼す。

ソ朕査証は黙して遅の如く入手し得ず、時恰も冬季に向ひ往來時を格
すに於ては観察に不便勤からざるを以て銳意ソ朕査証の促進を図ると共
に此間着独後実施し得べき観察の範囲限度等をも考慮し細部の調査計画
(研究反面)を立案し観察任務達成に萬全を期しあり。

尚陸軍大臣、參謀總長はヒト總統、独遂國防軍總司令部長官、独遂陸
空軍總司令官に夫々メッセージ並に記念品を又ム首相、伊三軍參謀總
長にメッセージ並記念品、陸空軍次官、同參謀總長に記念品を托送せり
此観察団亦若干の記念品を準備せり。

(4) 観察団往復の旅行

(1) 往路

前述の如く八月下旬自夫々内報に接したるも回員中には満洲より點在す。

べき者及滿洲に出張中の者等ありて旅費並査証要求資料整備に若干の時日を要し先づ独逸入國査証入手の後九月中旬外務省を通じソ聯邦査証を要求す。

調査駐日ソ聯邦領事館を始め駆ソ使國大使並駐ソ使國大使官附武官を通じソ聯邦外務省並軍部に対し査証交付方督促せれ努めたるも當時日ソ間の査証交付問題糾糾を重ねありて事務進捗せず此間駐日独乙大使並同武官等も其駐ソ大使並武官等を通じ側面的に之が促進に協力する所あり十二月中旬に至りて漸く査証入手の見込確立し十二月二十一日通過査証並鉄道乗車券等一切の出発準備を完了す。

於此観察團は十二月二十二日東京出発同三十日滿洲里より入り一月七日モスクワ通過一日八日午後伯林に到着す。

(四) 復路

ソ聯邦査証交付の遅延を予想し五月末通過を目途として既に三月上旬之が要求手続を完了せるとも五月中旬伊太利に向ひ出發するに時期に於て歎何等の進捗を見ず再び駐ソ使國大使及同武官を頼して之を督促せり。

六月に入るや査証交付事務に関する日ソ間の細部取決成立せるを以て査証の交付は必ずしも困難ならざる見込確立し車う座席の取得に脇路を生ずるに至れり。

而して伊太利に於ては公式行事終了後伯林に於て若干日報告資料を整理し以て囲京後成るべく速に本務に取し得る如く一切の準備を俾しめりしが併々ソ連緊迫を告ぐるの報あり。六月七日(尚羅馬に在り)意連全員解説するに済し独ソに対し視察團の馬鹿台車各一輛の贈結方を要求すると共に直に伯林に帰着し隨時出發し得るの準備を完了す。

馬鹿台車贈結に就くは幾多の曲折ありしも漸く之が実現を見六月十七日伯林を出発帰朝の途に就くを得なり六月十九日モスクワ通過二十六日被内予定の如く滿洲里に到着す(二十三日拂ソ戰爭勃発の報に接す)ソ國境及モスクワ等に於ては中立條約締結の影響を受けて蘇聯側の取扱往路に比し稍寛なるを認めしが併ソ開戦あるに及びアトボール出港に際しては税關吏の極めて不愉快にして峻烈なる取扱を受けたり。

今次旅行に於ては報告資料等相当の書類を携行せるを以て之が安全の満足般の処置を講する所ありしかばに幸運を博たり。

(5) 観察日程及行事の概要

観察日程及行事の概要 附表第二乃至第六(月別)の如し

附表第一

| 月 | 日 | 曜 | 行 事 の 概 要 |
|---|----|---|--|
| | 8 | 水 | 伯林到着 |
| | 9 | 木 | 打 合 |
| | 10 | 金 | 同 右 |
| | 11 | 土 | 同 右 |
| | 12 | 日 | 陸軍總司令官フラウヒッヒ元帥訪問(午後) |
| | 13 | 月 | |
| | 14 | 火 | 無名戦士墓前に花輪捧呈 |
| | 15 | 水 | 準備研究 第二部長招宴 |
| | 16 | 木 | 同 右 |
| | 17 | 金 | 陸軍武官室在勤者の講和懇取 |
| | 18 | 土 | 陸軍總司令官の招宴 |
| | 19 | 日 | |
| | 20 | 月 | 講和 戦史研究会の組織及今次戦争の戦史記述に就て |
| | 21 | 火 | 講和 国防軍總司令部と各軍との關係並に国防軍總司令部の編制及権限に就て |
| | 22 | 水 | 講和 国防軍の作戦上の協同に就て |
| | 23 | 木 | 同 動員に於ける軍需經濟と戰時經濟への転換に就て |
| | 24 | 金 | 視察 宣伝大隊補充隊、陸軍記錄所 |
| | 25 | 土 | 講話 戦争手段としての宣伝に就て |
| | 26 | 日 | |
| | 27 | 月 | 講和 占領地に於ける行政組織に就て 陸軍參謀總長ハルダー大將訪問 |
| | 28 | 火 | 同右 補給就中鐵道に就て 国防軍總司令部長官カイルカ副訪問 空軍總司令官ケーリング元帥訪問 |
| | 29 | 水 | 同右 波蘭に於ける作戦經過概要 |
| | 30 | 木 | 同右 |
| | 31 | 金 | 同右 独の戰時經濟に就て ピ總統面謁(全食) 映画西方の勝利 |

附表 第二

| 月 | 日 | 曜 | 行 番 の 概 要 |
|---|----|---|---------------------------------|
| | 1 | 土 | 調語 陸軍の編制に就て |
| | 2 | 日 | ウンシェコンツェルトに陪席 |
| | 3 | 月 | 視察 ポツダム下士官学校 独側要人を客に招待 |
| | 4 | 火 | 調和 西方依威に於ける突破に就て |
| | 5 | 水 | 同上 陸軍の再建に就て |
| | 6 | 木 | 同上 陸軍の編制及勤員に就て 西方戦場観察の擧出發 |
| | 7 | 金 | ハーグ到着 |
| 二 | 8 | 土 | 調語 ロッテルダム 附近に於ける落不拿部隊の活動に就て |
| | 9 | 日 | 視察 在現場 |
| | 10 | 月 | 調語 西蘭駆逐戦師団の編制及運用に就て |
| | 11 | 火 | 視察 エベソエマエル要塞 |
| | 12 | 水 | 附 調語 エベンエマエル要塞改路の経過に就て |
| | 13 | 木 | 視察 歩兵第三十師団司令部 附調語師団司令部の編制及任務に就て |
| | 14 | 金 | 同上 アントワープ爆撃戦隊 |
| | 15 | 土 | リール He 第117戦隊 |
| 月 | 16 | 日 | カレーIIIe 第109戦隊 |
| | 17 | 月 | 同 28榴及21榴長射程砲の実彈射轟及沿岸海岸重砲陣地 |
| | 18 | 火 | 同 フェカン反ルアーフル 附近海岸砲兵の実彈射轟 |
| | 19 | 水 | ルアーフル対岸方面列車砲(24榴)及15加10加等の射轟 |
| | | | 視察 ルアン附近セー又河並傍(一部は宣伝半隊) |
| | | | 附 調語 同種轟の架設に就て |
| | | | 同上 第13軍団司令部 |
| | | | 附 調語 軍団司令部の編制及任務に就て |
| | | | 調語 佛國敗戦の原因に就て(於パリ) |
| | | | 視察 第三空中艦隊司令部(Paris) |
| | | | 附 調語 空中艦隊の編制及作戦経過の概要に就て |
| | | | 現地調語 シヤウトウボルシヤン 附近セー又河渡河戦に就て |
| | | | 上 ゼダン南方ストン又附近戦斗に就て |
| | | | 上 マジノ線北端505保壁附近の戦斗に就て |
| | | | 上 ヴエルダン附近の戦斗に就て |
| | | | 調語 マジノ線とジークフリート線の比較(於Metz) |

| | | |
|---|------|--|
| | | 同上 マジノ線の実地に就て (ガルフ) |
| 二 | 20 木 | 視察 マジノ陣地及ジークフリート陣地 |
| | 21 金 | ストラスブルグ近郊城へ |
| | 22 土 | 柏林帰着 |
| | 23 日 | |
| | 24 月 | 講話 陸軍兵器局の編制及業務に就て |
| | 25 火 | 視察 沖縄兵器 (説明附映覽) (クンメルスドルフ) |
| | 26 水 | 講話 (懇談) 戦車の運用及技術 (兵器局) |
| | 27 木 | 視察 師団綜合戦斗射撃 (ケニヒューグルツク) |
| | 28 金 | 同 工兵隊のトチカ攻撃及張幕 同 スパンダウ兵器廠 質問 リュッツォム 飛行團 |

附表 第三

| | | |
|---|------|--|
| | 1 土 | 視察 ノイルビン彈薬廠 |
| | 2 日 | |
| | 3 日 | 講話 空軍全般の編制に就て |
| | 4 火 | 同上 空軍參謀本部の編制に就て |
| | 5 水 | 講話 空軍總兵站監部の組織及任務に就て |
| 三 | 6 木 | 同上 空軍一級通信、防空通信、航空保安通信に就て 懇談 火砲技術に就て (一部參加陸軍兵器局) |
| | 7 金 | 講話 航空省の編制に就て |
| | 8 土 | 視察 マグデブルク兵器廠 (一部參加) 講話 気象勤務に就て |
| | 9 日 | 懇談 兵器製造に就て (一部參加陸軍兵器廠) |
| | 10 月 | 主として陸軍班 視察 戰車學校 (ツェンズドルフ) 講話 空軍教育機關の編制と業務 |
| 四 | 11 火 | 視察 同 上 |
| | 12 水 | 同上 核械化學校 同上 調査研の編制と業務 |
| | | 同上 空軍監理局の編制と業務 特に預算制度、建議制度、及不動產制度に就て |

| | | | |
|----|---|-------------------------------|---------------------|
| | | | 講話 戰時に於ける民間航空の編制と業務 |
| 13 | 木 | 視察 陸軍通信学校(ハッラー) | |
| 14 | 金 | 同上 步兵學校(デヤリツ) | 同上 空軍人事局の編制と業務 |
| 15 | 土 | 懇談 戦甲部隊の建設及運用に就て(グテリアン將軍及參謀長) | 同上 兵器部の編制と業務 |
| 16 | 日 | | |
| 17 | 月 | 視察 陸械化学校及戰車學校 | 同上 同上 |
| 18 | 火 | 同上 工兵學校(デッサウ) | 同上 同上 |
| 19 | 水 | 視察 駆逐學校及駆逐學校(グランフニツ) | 講話 都市及國土防空に就て |
| 20 | 木 | 同上 駆兵學校(ユータボーグ) | 視察 國立防空學校に於ける演習 |
| 21 | 金 | 同上 同上 | 講話 國立防空協會の編成と業務 |
| 22 | 土 | 整 理 | 同上 防空に関する編制 |
| 23 | 日 | | 視察 伯林附近超重高射砲陣地 |
| 24 | 月 | 懇談 戰甲兵監部 | 整 理 |
| 25 | 火 | 視察 戰車第10師團(ノイハマー) | 視察 第11教育大隊(シーホルツ) |
| 26 | 水 | | 同上 士官學校(ガトウ) |
| 27 | 木 | 懇談 陸軍總括事務(ゴンム大將) | 同上 航法學校(ストラスブルク) |
| 28 | 金 | 工場視察の歸出発 | 同上 C操縦學校(ニュートニツ) |
| 29 | 土 | 視察 クルップ工場(エッセン) | 同上 爆薬學校(テュトウ) |
| 30 | 日 | レドエツセルドルフへ | 同上 近戰戰鬥學校(エルハイム) |
| 31 | 月 | 視察 ラインメタル工場(ドッセルドルフ) | 同上 盲目飛行學校(ブランデンブルク) |

前表 第四

| 日 | 曜 | 主として陸軍班 | 主として航空班 |
|---|---|-------------------------------------|----------------------|
| 1 | 火 | 視察 ドイチ・エーテルスター工場 (クーフェルド及レムシャイド) | 視察 偵察學校(クローゼンハイム) |
| 2 | 水 | レガツゲナウトへ | 同上 寫真學校(ヒルデスハイム) |
| 3 | 木 | 視察 ダムラー・ベンツ工場 | 同上 急降下爆薬學校(レーゲンスブルク) |
| 4 | 金 | 同上 ダムラー・ベンツ工場 (スツットガルト) | 同上 戰闘開學校(シェライスハイム) |
| 5 | 土 | ボッシュ工場(スツットガルト) | 同上 技術學校(ミュンヘン) |
| 6 | 日 | レフリードリヒスハーフェンへ | レハツレトへ |

| | | | |
|----|---|----------------------------|-------------------------------------|
| 7 | 月 | 視察 齒車工場 | 通信学校(ハツレ) |
| 8 | 火 | 同上 マンエイ工場(ニエルンバウグ) | 武器学校(ソルヒブルグ) |
| 9 | 水 | ビルセントヘ | 高射砲学校(レーリック) |
| 10 | 木 | 視察 ラスコダ工場 | 落下傘学校(ウイトストップ) |
| 11 | 金 | 伯林へ | |
| 12 | 土 | 整理 | |
| 13 | 日 | | |
| 14 | 月 | 整理 | |
| 15 | 火 | モニゼル工場(ベルリン) | |
| 16 | 水 | 同上 ボルデ及クレッピ工場(マグデブルグ) | エンガーコンツエレン 諸製作所 |
| 17 | 木 | 講話 陸軍通信の全般に就て | |
| 18 | 金 | 一部、鉄道に関する講話及現地視察 | |
| 19 | 土 | | |
| 20 | 日 | | |
| 21 | 月 | 一部、整理 | |
| 22 | 火 | | |
| 23 | 水 | 視察 D.I.L.研究所 | |
| 24 | 木 | 同上 航空行団フライター訓練所 (トレービン) | ハンシエル工場(シェネフェルト) D.B.工場(ゲンスハーゲン) |
| 月 | 金 | | |
| 25 | 土 | | |
| 26 | 日 | 講話 (一部) 爆弾戦闘に就て | 主力 同左 |
| 27 | 月 | | |
| 28 | 火 | 視察 ナチ自動車スポーツ学校 | |
| 29 | 水 | 報告 整理 | |
| 30 | 木 | 報告 整理 | 主 力 同左 |

附表 第五

| 月 | 日 | 曜 | 行 事 の 概 要 |
|---|---|---|-----------------|
| | | | 主として陸軍班 |
| | | | 主として航空班 |
| 五 | 1 | 木 | 報告 整理 合同研究 |
| | 2 | 金 | 講話 (一部) 陸軍爆弾に就て |
| | 3 | 土 | 同上 (一部) 堕落爆弾に就て |
| | 4 | 日 | |
| | 5 | 月 | 視察 (一部) 火工学校 |

| | | | | |
|----|---|---------------------------------------|-----------------------|---|
| | | | | |
| 6 | 火 | 懇談(一部)兵器局 | | |
| 7 | 水 | 視察(一部)工兵学校 | 陸空軍要人招待 | |
| 8 | 木 | | 離島 | 茶 |
| 9 | 金 | | | |
| 10 | 土 | 報告整理、合同研究、離島挨拶 | | |
| 11 | 日 | | | |
| 12 | 月 | | | |
| 13 | 火 | | | |
| 14 | 水 | 訪伊の歸出発 | | |
| 15 | 木 | | | |
| 16 | 金 | | | |
| 17 | 土 | フロレンス集合 | | |
| 18 | 日 | 「ローマ」へ正式到着 | | |
| 19 | 月 | 無名戦士墓花輪拝呈、國王謁見、首相訪問、三重要人挨拶、伊三軍參謀總長の招待 | | |
| 20 | 火 | 準備研究 | | |
| 21 | 水 | 講話 国防最高委員会の詔職任務 映画 | | |
| 22 | 木 | 講話 軍需院に就て 映画 希エ-エ-戦線 同左 | | |
| 23 | 金 | 懇談 陸軍參謀本部 懇談 陸軍省 空軍省 | | |
| 24 | 土 | 視察 軍用化學研究所、化學都市 | 空軍武器研究所 | |
| 25 | 日 | | 武器彈藥武装に就て | |
| 26 | 月 | 視察 砲兵実驗部 射撃 | 空軍最高研究試驗部 | |
| 27 | 火 | 視察 戰械化技術本部、「ナポリ」へ移動 | | |
| 28 | 水 | 視察 (1)空軍士官学校 (2)特務学校 (3)陸軍工廠(ナポリ) | (1),(2) 同左 | |
| 29 | 木 | 視察 地下貯油所(スペチャ) 沿岸防備 ("") | A. フロレンス | |
| 30 | 金 | 視察 「サンチヨルジヨ」工場 (セニア) | B. ナポリ | |
| 31 | 土 | 視察 アンサルド工場(セニア) | A. 視察 空軍実施學校、軍用地圖研究所 | |
| | | | B. 視察 タラント飛行場 | |
| | | | A. 視察 レチアネ工場 | |
| | | | B. 視察 タラント飛行場 | |
| | | | A. 視察 ブレダ工場、イタクラスキニ工場 | |

| | |
|----------------------|---------------------------|
| イソタフラスキーニ工場 (ミラノ) | ガアロニ工場 |
| | B. 観察 海軍基地及水上飛行場 作戦飛行場 |

附表 第六 行事の概要

| 月 | 日 | 曜 | 陸軍班 | 航空班 |
|---------------|----|---|------------------------------|---|
| 三 九 日 | 1 | 日 | 観察 ブレダ工場 | A. 観察 サボイアマルケツチ工場 |
| 四 一 日 | 2 | 月 | 観察 フィアット工場(トリノ) | B. 同上 海軍基地及水上飛行場(トリノ) |
| 五 二 火 | 3 | 火 | 観察 自動車補給本部(トリノ) 陸軍大学校 | A. 観察 フィアット工場(トリノ) B. 同上 空軍実施学校(プロレンス) |
| 六 三 水 | 4 | 水 | 観察 西部戦場(セストリエール) (モンテニジオ) | A. 同上 ルピサナへ移動 B. 同上 カナマーレ水上飛行場 |
| 七 四 木 | 5 | 木 | 「トリノ」より「ローマ」へ移動 | A. ルピサナより「ローマ」へ移動 B. 観察 海軍兵学校(リボルノ) |
| 八 五 金 | 6 | 金 | 離伊挨拶 離伊來(軍、民) | |
| 九 六 土 | 7 | 土 | 陸海空三軍要人招待 | |
| 十 七 日 | 8 | 日 | 「ローマ」出発伯林へ | |
| 十一 八 月 | 9 | 月 | 旅行 | |
| 十二 九 火 | 10 | 火 | | |
| 十三 一〇 水 | 11 | 水 | 伯林集合 | |
| 十四 一一 木 | 12 | 木 | | |
| 十五 一二 金 | 13 | 金 | | |
| 十六 一三 土 | 14 | 土 | 整理及出発準備 | |
| 十七 一四 日 | 15 | 日 | | |
| 十八 一五 月 | 16 | 月 | | |
| 十九 一六 火 | 17 | 火 | 伯林出発帰國 | |

(6) 将来に対する参考事項

(1) 観察団の編成に就て

(1) 広範囲の観察を目的とする場合に於ては別班行動に依ること多きと各方面の意見を統一綜合するの要あるを以て観察目的に応じ班長要員を置くを可とす。

今次観察に於ける航空班の編成は此の見地に於て適当なり。三の外

係に於ても用兵、技術、戦甲等を綜合すべし。班長を置くの要あり。

(2) 観察員員の数は観察目的に応すべしも努めて少數の責任者に止むるを可とす。

観察員員の数多さに過ぐるとときは一般の行動、観察の実施、成果の整理共に却つて不利多し、併し班長たる将官には軍事副官を、観察団大なる場合には主計1を附属するを要す。

(3) 派遣する観察員員修得語学の關係は短期間の観察に在りては必ずしも絶対的要件ならず、善し講話、観察に於ては全員當該外國語を解せざる限り通訳を解するの要あればなり。

併し先方との交渉、日幣の庶務に任せしむる隔現地に勤務しある1.2の者を固費とし専念庶務に従事せしむること絶対に必要なり。

(4) 通訳は新進にして身を厭はず胸有性ある者を銘柄するを要し、成し得れば將校を充當するを可とす。

(2) 準備及運送

(1) 出発前の準備期間は概ね二ヶ月を見込むを可とす。

(2) 届し得れば先発者を派遣し現地との意志疎通を十分なうしむるを可とす。（今次観察に於て之を企図せしも査証の關係上之を実施し得ざり）

(3) 現地への観察要求事項は完全なるものを作るべく早く一度に重経するを可とす。

今次観察に於ては出発可能を時期予測し難かりしを以て早急を主として先づ要目を現地に送付せしめが出発時期遅延に伴ひ要求事項逐次簇出し相次ぎ新要求を提起せる隔現地に於ける折衝を困難ならしめたり。寧ろ遅るるも完全なるものにて度に要求する方交渉容易なり。

(3) 観察団の取扱に就て

今回独伊両国防軍が當軍事観察団を招待せる形式となりあるを以て兩

軍共視察団の取扱に特別の配意をなしたるものとの如し、従つて当視察団に対する取扱は常例と謂ひ過ぎも独逸に於ては既に日本へ軍事視察団を派遣するの式ありしを以て概要を記述す。

(1) 計画及接伴誘導

甲 独逸

陸空軍共情報關係部長、外國軍武官係課長、同課員視察計画実施交渉直接の相手となり就中左謀員をして專念之に当らしめ別に陸軍は中佐1（東京に在勤じたることあり）通訳？（一等兵なるも日本人の母を有し日本語に堪能なり）を空軍は少佐1をして接伴誘導に専念せしめたり。

乙 伊太利

視察計画実施の責任者は独逸の場合と略同様なるも特に有力なる接伴委員を任命して視察を円滑ならしめたり。即陸海空軍共少將を接伴委員長として日本に理解ある大中佐2名は3を接伴委員として常時随伴せしめたり。

陸軍に於ける接伴委員長は前々駐日陸軍武官（少將）接伴委員には前駐日陸軍武官（大佐）二度渡日せじことある守備中佐を充當し日本人の氣心を解する接伴に努めたり。

(2) 要人の接見、会食等

甲、ヒ総統、伊重帝、L.M.T.首相は共に視察団全員を引見せり。

乙、独陸軍總司令官、同空軍總司令官、伊三軍總參謀長は夫々公式に視察団を招待せしめたり。

之に対し視察団各長は着任並に离任の陸軍部要人、独伊官民を公式に招待せしめたり。

又視察に於ては最寄軍司令官等は常に会食を體して接待せり。

丙、勲章贈与

独逸は高級挨拶の際団長に勲章を贈与し伊太利亦団長に対し勲章を贈るやき旨正式に通告せり。

(3) 其他

甲、迎送

独逸に対しては公式迎送を辞退せしも伊太利は公式迎送を爲したこと旨を強調したるを以て之に応じたり。

乙、便宜供与

視察に必要な自動車（乗用車若くはバス）は主として独伊側の提供せるものを使用せり。所要に応じ輸送用飛行機によりて回員を輸送せり。

又視察の爲首都を離れて出張せる場合には旅行、宿泊、食事等一切の経費を独伊側にご負担せり（戦時にして旅行、宿泊、食事其特別の制限等あることも之が一因なりん）

丙、記念物

独陸軍総司令官は日本陸軍に対し凱旋（西方の勝利）陸軍大学校に対し百甲賓一組を又団長以下に計レ夫々簡素なる記念品を贈り、伊太利に於ては視察先に於ては贈呈する記念品（メダル等）を贈れり。

（三）当視察團の研究に付随き研究者くは視察せしむるを要する事項

甲、戦甲關係

陸軍戦甲部隊の建設は日尚浅く編制装備等尚過渡的措置と目せらるるもの多きにあらず又日下一般歩兵師団の械化、機械化師団の戦車師団化等々実施せられあるが故に当視察團視察成績を基とし更に編制装備訓練用の細部及完全なる戦甲部隊に関する統合的視察研究を実施するの要あり。之小得戦甲部隊關係適任者を独軍戦甲部隊に隸附せしめ十分なる研究に当らしむるを可とす。

乙、航空

航空兵器技術は日進月歩にして停止する所を知らず又器材の進歩に伴小運用法の邁向に就ても常に研究を拵するの要あり之小得當時技術と運用に適任なる者を独立に駐在せしめ研究に専念せしむるを可とす。

丙、今次大戦史

作戦経過の概要又は各作戦の断片の外歴史知識し得たりしも大は戦争指導より小は各地戦闘の実相に至る迄他山の石と守し得るもの少々からざるは信して疑はず特に優秀なる航空兵力、強力なる戦甲部隊の活動と其影響近代國家能力戦の実相等軍事学の局緊切なるものあるを以て之等戦史資料の刊行、戦場の自由なる視察可能な時期に至らば努めて速に適任者を派遣して資料の蒐集、研究に任せしむるを可とす。

獨伊派遺軍事視察團報告

第一編

昭和十六年
七月一日

第一 前 言

獨伊派遺軍事視察團帰任に方り訓今に基き帝國の現情に照し緊急施策すべき重要事項に關し取敢て報告す。

惟心に国策を確立しご民心を歸一し人的的國力就中全國民の努力充張を綜合し組織し結集しこ一途の目標に之を投入するは強力國家指揮の要諦にして獨國を觀察し愈々其惑を新にするところなり即ち高麗国防國家の態勢を整へ強大なる軍備を核心とし同到確乎たる計画と十分なる準備とを以て動くや速戰而決勝に主動先制の戦略を指導し得る所以のものは一に端に在りと信す。

誠て帝國の現情勢は支那事變を中心とし紧迫せる國際情勢の裡に国防態勢を強化せんとするものにして一段懸念を帝國の崇高悠遠なる理想、国民性の特質及東亞の政治地理的環境等に致すときは獨國に比すべからざる偉大なる發展性と共に異常の困難性を併有し帝國国防強化の圖には確乎不夜の決意を必要とするは言を俟たざるところなり。

右の決意は本視察團全員の深く自覚するところにして以下述へんとするところは視察團派遣の経緯に鑑み堅大なる責任を感じつゝ其の所見を卒直に披瀝せるものにして切に之が實現を望んで已まさるところなり。

第二 国防組織の一元化

(一) 契旨

現時總力戦遂行に際し複雜多端緊急非常の狀に遇し其宣傳機に國家の進歩を期せんか所には施策の企劃、發動及運用に於て簡単明瞭なる一元的強力國家組織を必要とす。之が爲内治、外交、經濟、交通、文教等各般に亘り改新すべきもの多しと雖喫緊且不可缺の要素は實に先づ國防担当部内の一元化を斷行するに在り。

蓋し帝國に在りては国防國家建設の現段階に於て国防の統一的整備は當分の内其の發動を軍中心に求むべく又戰爭目的達成の所決定的要素

は軍事的戦争指導能力に貢献する大なるを以てされはなり此の中心たるハキ陸海両軍の一元化は實に現情に照し国防方針の決定に於て、統一的經濟的なる国防の整備に於て、將又戦争指導特に政戦両路の緊密且迅速化に於て次くハかりざるのみならず帝國の國策実現上必須とする強大軍備の急速整備就中大空軍の建設を必要とする現勢に於て之が進行を要すること益々切なるものあり。

(二) 国防組織の体系

国防組織の体系確立の爲基調たるハキ要項左の如じ

- (一) 文武各務力一体運営の趣旨に則ること
- (二) 光輝ある統帥権を基とし建軍の本義に透徹すること
- (三) 軍政、軍令の両機能が相互調和し且つ強力迅速に其機能を發揮すること

(四) 平戦時の態勢を勉めて近似せしむること

以上に基く国防組織体系別紙(筋)の如く国防省及大本營(国防本部)の組織權限の概要別紙の如し

(三) 実行要目

- (一) 陸海両軍の完全なる意見一致協調を基準とし以て建軍の初動を純正ならしむ之が先づ陸軍の意志を確定し成るべく速に之を陸軍大臣より海軍大臣に提案す所要に応し海軍部内より運動する如く之を説明し右と共に陸海両軍同時に国防一元化の必須性を國民に発表理解させしめ國民をして陸海軍に介れて論議対立するか如きことなからしむ。

(二) 陸海両軍の意志決定と共に国防組織改正委員会を常設す。
右に先づ陸軍に於て専門常務科開として同様の調査会を設く。

(三) 国防本部及国防省の新設は同時同時に実施す。之が需要すれば軍事上の順序として速に先づ陸海(空)統帥部(特に大本營)の一元化を図ると共に陸海航空は夫々独立空軍の体系を急速整備し次て国防省並陸海、空軍事務官衙を改編新設す。同時独立空軍の体系を完成す。

(四) 以上と併行し左記各項を実施す。

(1) 軍、海軍政、軍令の相互理解、相互交換訓練、技術研究の公使、交換、中央部主任部局の理解接觸、隊付又は学生の交換等を促進す。總力戦研究所を強化す。

(2) 陸軍軍備特に陸軍航空の充実刷新を図り名実共に国防の一元化及独立空軍への転移に支障せからしむ。其実行要領は第四に據る。

第三 陸軍軍備擴充方針

獨國か優勢空軍と新鋭の戦甲大兵团を建設し之を運用するに十二分の通信戦力を以てし常に作戦の先制主動を獲得して短期に偉大なる戦果を收めなる跡を討ぬるときは能く現代軍備の特質を窺知することを得へし。

英、佛、法軍の軍備に比較すると甚く然り耶ち帝國次期軍備の方向は之を空地に於ける戦動、急襲、速度、装甲の線に沿ひて之を強化刷新すべく広大なる東亞の地理的條件を考慮し帝國四隣の疆域の特質に鑑み帝國独自の新軍態を完整するを要す。

陸軍軍備擴充強化の要項左の如し

- 一、陸軍航空の飛躍的擴充を図り作戦の終始を通じ先制主動の確保及海上防空に十分なる精銳空軍を建設するを最終の目標とする。
先づ対ソ作戦を主眼とするも海戦に協力し又然地作戦に隨時使用し得る如く量質を定む。
- 独立空軍の建設方針及実行要領は第四に據る。
- 二、新に戦甲大兵团を建設し全地上軍の骨幹決戦戦力とするを最終の目標とする。但し次期軍備充実時期に於ける兵力量は少くも主作戦方面に於ける骨幹決戦戦力たらしむるを目途とする。
対ソ作戦に使用するものとして諸般の要素を進め爾後の方面上に使用する場合に於ける編制、装備運用上多少の不便は之を忍ぶものとす。
- 三、航空と戦甲との擴充増強に方りては航空を優先とし諸般の關係を律し相互の摩擦なからしむ然れども戦甲の現情に鑑み之小新設の要を強調し画期的進歩に遺憾存からしむ。
- 四、戦甲部隊及爾他地上部隊増強の量及緩急順序に於ては戦甲の建設強化を第一とす。之が萬状況に依り爾他地上部隊一般に關して其の合理的、能率的改編により現戦力を保持するに止むることあり。已むを得ざる場合に於ては地上部隊の一師を削減す。
- 五、通信戦力の充実は東亞の通信網の現情と地理的條件とを考慮し徹底せる施策を加へ以て活潑なる戦動的作戦就中統帥を容易ならしむ。指導連絡用飛行戦等補助連絡手段を併せ重視す。
- 六、航空、戦甲、通信は各々相俟ちて現代新軍を形成すべく之を調和相互通練運用を巧に律することに着意す。
- 七、以上軍備の充実には「量」と「施設」とを惜まさるものとす。

蓋し寡を以て衆に対し精神力、統帥の妙、訓練の徹底を以て早く物質的威力を凌駕し未來の國軍の傳統は尚依然として甚く強調すべきも其限度を的確に把握するを要す但し人的素質に於ては漸を逐次向上する如くし重視充実当初に在りては其の要求を緩和するものとす。

八、急速徹底せる軍備の実現、改修は専めて單一なる拡張方法を以てし且分業專門主義を探るを可とす。

九、現地今後の修正軍備充実計画は逐次一部の開修正を加へつゝ欣然執行し次期計画の連続に遺憾守からしむ。之が爲速に次期計画を策定するを要す。

- 一、軍備の正面と縱深との關係は帝國の予想敵国の特質に鑑み軍備充実末期に於ける國力的總実力の状況を考察し相当の縱深を保持するものとす。
- 二、特に隨時戰爭に応じ得る態勢を整ふるは固より必要守りと雖軍備の急速拡張の間に於ては専めて計劃的戰爭を企図し以て全般の軍備充実の円滑なる遂行に調和せしむ。
- 三、生産力の擴充と兵備の増強との嚴急は帝國の現情に鑑み作戦當局の苦衷を理解し而々其限度を定む。
- 四、新軍の建設は作戦上の要求に基き總國力を擧げて之に直進すべく從て國力の更なる判断調査統計及國力向上の方策並其の上昇の推断に關して譲なきを期す。

第四　陸海航空の統一及航空防空を備要綱

(一) 要旨

今次獨軍作戦の跡を計めるに由戰勝頭にむける制空權の獲得は全軍先制主動の籠封要件なると共に敵國戰争遂行体制の破碎時に敵武力組織の廉減等要塞軍隊の攻撃威力は作戦全局の速戰即決に必須の要素なり。

顧みて帝國の當面する國際情勢と東亞の広大なる地理的條件とを考察するに至り帝國は其國策遂行の原動力たらしむる馬方策を講じて航空の飛躍的擴充を図り以て東亞に於て他の競争を許さざる空軍を建設せざるべからず。

而して帝國四隅強國の空中勢力を鑑みるとさは我空軍は常に其兵力を一面に集中して優勢を保ち敵を各箇に轟破するの策に出づるを要す之に際には陸海軍の有する航空兵力を一元的に統帥運用し得る独立空軍を建設するを緊切とす。

既に独立空軍の建設に依りて始めて陸海両軍に分离せらるゝ航空戦力の統合發揮を可能ならしむるのみならず航空工業の進歩、航空技術の研究進歩、国民航空教育の向上等を一途の方針に総合し以て航空の量と質とを拡充向上して大空軍の威力発揚を甚大ならしむるを得ばなり耶ち帝國は直ちに陸海軍航空を統合して独立空軍を建設するの方針を確立し且之を実行に着手するを要す。

独立空軍が渾然陸海作戦に協力し得ハシテ是今次作戦の際に照し極めて明なり。

(二) 帝国独立空軍の体系

独立空軍は我國体と我軍の本義とに則り空軍たるの性能を最高度に發揮し得しむる如く之を定むるを要す其基調たるへき要項左の如し

- (一) 空軍中央統轄機關の編制及空軍体系案の概要別紙の如し
- (二) 全航空部隊は空軍に統合す。

但し陸海軍直接協同の局空軍部隊の一部を除々陸海軍部隊に配属す其主要なるもの左の如し

| | |
|--------|------------------------|
| 陸軍配属部隊 | 偵察飛行隊の一部 所要の高射砲兵部隊 |
| 海軍配属部隊 | 駆逐艦及水上機部隊 所要の高射砲兵部隊 |

- (三) 高射砲兵部隊は空軍に統合す

空軍は陸海軍部隊の直接防空を除くの外本土及作戦地に於ける全防空を統轄し防空の責に任す。

- (四) 落下傘部隊は空軍に統合す。
- (五) 空軍は全気象台閣を統轄す。
- (六) 空軍省(空軍長官部)は非軍事航空を同時に統轄するものとす。

(三) 独立空軍への轉移方策

- (一) 速かに陸軍の意を決定し陸軍に於て專門常務機關として空軍建設準備委員会を設く
- (二) 空軍の独立は国防構造の一元化と併行して実現するものとし其要領は第二に依る。
- (三) 以上に併行し左記各項を実施す。
 - (1) 高射砲部隊を航空兵種に統合し其教育は陸軍航空總監部に於て又予算其外軍政は陸軍航空本部に於て管掌せしむ。

直し之に関する技術研究は陸軍技術本部の担任とす。

- (2) 陸軍省に於ける防空に関する事項は陸軍航空本部に管掌せしむ。
(3) 軍用気象に関する一切の事項は陸軍航空之に任する如く改め陸軍
気象部は陸軍航空本部長に陸軍気象部隊は当該地域関係航空部隊長
の隸下に入らしむ。
(4) 陸海軍航空委員会の構成を拡大強化し現に企図しめる事項の可及
前発展を策すると共に情報を以て陸海軍航空の協同接近を図る
(5) 運信省航空局を廃止し速かに内閣直属の航空院を設立し航空事業
の外航空工業、航空科学、気象学を管掌せしむ。
航空院は空軍軍需官衙新設と共に解消するものとす。
(6) 速かに航空工業聯盟を設立す。
(7) 航空科学院を新設す。

④ 陸軍航空充備要綱

(一) 兵力、編制、制度、装備

編制、制度の諸般に亘り航空の特色に徹底し且陸軍内に於ける航空の
独立性を増大す。又直に國家總力を基底として航空の充備を期し得る
如く航空技術、航空工業、気象、輸送事業及学制等國家諸般の制度を
根本的に改善す。

其主要なる事項左の如し。

- (1) 陸軍航空總監部及陸軍航空本部を左の如く強化す。
(i) 人事、編制、装備、予算等に關し更に広汎強力なる權限を附与す。
(ii) 高射砲兵部、通信部、及各種兵監部（高射砲兵監部を含む）を
新設し高射砲、通信、保安、教育、整備の権限を図る。
(iii) 航空工業及技術指導監督部局を統合拡大す。
(ii) 空軍の担任に當るる改正は第五項に據る。
(2) 兵力及軍隊の編制を左の如く増強改編す。
(i) 戰斗隊の精強を圖り特に戰略的戰斗部隊を重視す。
(ii) 輕爆轟隊は急降下に徹底し重爆轟隊亦此能力を附す。
(iii) 通信及航空保安施設及部隊を割期的に増強す。
(ii) 慢行團は兵力増強に伴ひ逐次單一分科に統合す。
(iv) 現教育戰隊を學校に改編し之に伴ひ純然たる補充隊を新設す。
其主力は滿洲に配置す。

五
の
外

- (A) 各部隊輸送兵を整理統合し輸送部隊を新設す。
- (B) 落下傘部隊を増加す。
- (3) 宮術学校を左の如く増強改編す。
 - (1) 技術研究、審査試験を更に拡大強化す。
 - (2) 大規模急速養成及分業主義徹底の爲航空及飛行学校の組織を根柢より検討して飛躍的に其の数を増強し又教育施設を改善す。
特に通信及航法を重視す。
 - (3) 大規模の落下降学校を新設し作戦用「クライマー」をも研究訓練せしむ。
- (4) 装備に関しては第七の第四項に據る。
- (二) 教育訓練。
 - (1) 通信及航法能力並整備能力の徹底向上を図る。
 - (2) 鉄量及火力を以てする地上作戦能力を重視し又海上作戦協力技能を附存す。
 - (3) 基礎教育及実務教育を重視し且各科専門教育に徹底す。
 - (4) 空軍運用に関する研究代閣を増強し又陸軍大学校に於ける之が教育の改善向上を図る。
- (三) 入串補充等
 - (1) 空中勤務者の壮齡化を徹底す。
 - (2) 分業、道材適所、長期服務主義を徹底し能力の向上を図す。
 - (3) 各分科及各専門技能に関する機械者の計画的養成培養を徹底す。
 - (4) 航空反対要員以外の航空兵種は長期志願兵とす。
- (四) 人員の急速養成及軍隊の編成
 - (1) 地上陸軍の人材を更に航空に轉置す。
 - (2) 現計画に重複し要員の大層養成に着手す。
 - (3) 拡張軍隊の編成は人員の養成、施設、資材の整備後之を行ふものとし其の度は漸を逐ひて向上す。
- (五) 運用

帝国陸軍航空部隊運用の原則には遅かに改正を要するべきものなし然れども之が適用に方り特に注意を要する事項左の如し

 - (1) 戰時期の決定に方りては特に航空作戦上の要求を重視すへシニヒ
 - (2) 地上作戦直接協力は制空權を獲得したる場合に於て始めて所望の

如く実施し得ること。

- (3) 空軍を以てする制空権獲得は総令之に専念する場合と雖も目的の達成至達すること
- (4) 航空戦力の発揮は通信の完備に貢献所極めて大なること
- (5) 飛行部隊の分割使用は極力之を避くべきこと、

⑤ 防空充策要領

航空兵力の確確的拡充に併行し画期的に空母に於ける防空兵力を増強すると共に通信、気象等之に關連する一切の事項を一元的に統合する局速に軍官民防空組織を綜合し國家防空体系を確立す。

之が局の実施要目左の如し

(一) 応急的処理事項

- (1) 航空本部に防空部を新設し防空全般に亘る指導監督に関する事項を管掌せしむ
- (2) 軍防空兵力（通信施設を含む）を画期的^K擴充す。
- (3) 速かに防空法を改正し特に軍事的一元化を徹底す。
- (4) 防空研究会を改組擴充し民防空に関する教育を担任せしむ
- (5) 現内務省管轄に属する防空研究機關を廢止し陸海軍大臣区處下に防空中央研究所（又は防空学校）を設立す。

(二) 空軍独立と同時に処理すべき事項

- (1) 軍官民防空全般の統轄機關を新設す。

行政機關の長は空軍大臣、空軍參謀總長の区處を受けて防空実施に關し関係大臣を区處す

(2) 防空法の徹底的改正

防空組織の確立、國民防空義務の拡大、防空要員の資格の向上、空襲に依る損害補償等を規定す。

(3) 工場、交通、運輸、都市等防空の徹底的刷新

⑥ 民間航空の指導

航空軍発達の経験を觀るに各層國民の航空国防に対する深刻なる理解と共に因由する優良青年の航空に対する憧憬とか之に偉大なる青年を擧せるを見過すべからず。又地上兵团の大行動に偉功を奏せる民間航空輸送事業の眞に第二線空軍たるの価値を証せるものと謂ふべし而して之等は畢竟國防構造並陸海航空の一に於ける一元的指掌に俟つもの多しと雖も主要なる事項を述べれば左の如し

- (1) 国民教育と連携し青少年航空教育を制度化す
- (2) 航空思想普及機関は半官半民組織に発展せしむ
- (3) 民間航空事業に対する統轄を強化すると共に予算的に資材的に助長培養す

空軍独立迄の過渡期に在りては右の基調に依り処理す。

第五 栎甲兵团建設要綱

（一）要旨

（一）兵員資源の最大限を運営する現代戦に在りては各兵員の能力を最新技術により精神的に物質的に極度に向上し之等を有効的に駆使し戦略・戦術上に於ては行動、急襲、速度、装甲により一挙に敵の死命を削除するを理想とし陸上戦に於ては偉大なる戦力就中速度を備える諸兵隊の栎甲兵团を多数集めし戦略的に運用することに取組り始めて之が遂行可能なり。

今次独軍戦勝の跡を前めるに独軍は前大戦の経験を深刻に研究し遂に戦車の速度の増大と栎甲兵团の戦略的運用とを以て行動的決戦体系を確立し戦車師団（装甲資材の充実迄は自動車化師団）を建設し之を軍及軍団に編成運用して東西両正面に跨々たる戦果を獲得セリ之に反し仏軍に在りては依然前大戦の戦法を踏襲し单一戦車部隊の歩兵直撃に終始し戦略戦術的成果の見るべきものなし。

而て我が國に於ける予想戦場及作戦を考察するとさは國軍に於ても速に大栎甲兵团を新設し之を対応して戦に使用し行動戦に依る敵野戦軍殲滅の根幹に立ちむること絶対に必要なり。

（二）栎甲大兵团の建設に方りては速かに次期軍備充実完成時期に於ける作戦方針を定め之に基き兵力、编制、装備、配置、資材、施設等を速かに決定し一意之小建設に邁進す。

在完成時迄の過渡期に於ける作戦上の不利は多少之を忍ぶも最大能率を以て精鋭なる栎甲兵团の迅速完成を期す。

（三）兵力、编制、装備、配置

（一）栎甲部隊は戦略的用法の趣旨に鑑み之を師団及軍に編合す。

栎甲軍は戦車師団を骨幹とし之を強化推進すべき一部の自動車化師団並に所要の軍直轄諸部隊を以て編合す。

戦車師団は戦車旅団一箇、歩兵旅団一箇及其他の部隊より成る諸兵連

合の戦略単位にして其の主戦力は戦車旅団なるも状況地盤に応じ戦車又歩兵を適当に運用し之に諸兵器を協同せしめ偉大なる戦力を發揮するものとす。

自動車化師団の編制は一戦車旅団に準ず併し重戦車は牽引式とする。

(二) 戦甲軍に配属、協力せしむハキ戦械化諸部隊、草川直協偵察航空部隊を新設す。

又補給整備力を充実し偉大なる戦動力發揮に支障なからしめ特に空中補給、交通工兵等に着意す。

(三) 編制、装備は戦動主義に重兵を置く。又戦甲軍諸部隊就中戦車旅団は高定員編制とし当分の間一倍勤員タラシム。

(四) 坚陣(「トーチカ」地帶)突破用の戦車旅団の建設は之を忍まず堅陣突破は重砲、砲門射撃及歩兵の突撃作業並突撃砲兵等に依るものとす。歩兵師団に配属、協力すべき準一戦車部隊は戦甲軍建設の状況之を許せば所要に応じ之を保有するものとす又全地上部隊の一蹴的戦械化に與しても右に準じ之を行ふものとす。

(五) 戦甲軍は作戦方針の確立に伴ひ大陸の某方面に配置す。右に即応し協力配属部隊、補給原営、鉄道、自動車道路、飛行場等を整備施設す。配置上特に当分の間依然上多少の不利を忍ぶも教育練成と部隊の建設とを容易ならしむることに着意す。

(三) 建設要領

(一) 企画指導中央戦闘

(1) 参謀本部陸軍省内主務課に専門企画統制班を設く

(2) 戦甲本部を戦甲總監部に改称増強す

戦甲總監は陸軍長官に隸し戦甲軍及戦械化部隊の建設に係る一切の事務を掌理す。

即ち人事、教育、研究、編制、装備、技術、予算等に關じ広汎なる権限を附与し以て一途に建設に邁進せしむ。

戦甲總監は作戦動員に關し參謀總長の区處を受く。

戦甲總監は軍の戦械化に關係ある道路、自動車の発達其他の民間指導を行ふ。

戦甲總監部は戦甲軍の建設完了と共に其機能を縮少若くは廃止す。

(3) 技術官衙の桟甲關係部局を増強す。

(二) 人員の急速養成

(1) 当分の間地上軍の人材配置の重責を桟甲部隊に転換す。

(2) 桟甲部隊人員を急速且大量に養成す。

右人員は取扱す現地故郷中戰車学校、戰車聯隊、師団戰車隊等区等にて之を利用し即時之小教育を開始す。

右教育桟廟は徹底的短期分業主義とし特に技術教育を重視す。

(3) 成るべく速かに綜合桟甲学校を新設す。

(三) 軍隊の編成

軍隊の編成は人員の養成、学校の充実、施設資材の整備後之を開始す。

軍隊編成迄養成せる人員の過剰は各學校軍隊の定員外として之を保有するものとす。

(四) 資材

現装甲車輛（所要の修正を加へ）及桟甲兵團所要の新式械化車輛を速かに審査整備し取扱す軍隊に装備す。

速かに次期開港完成期前後に於ける桟甲兵團所要の卓拔優秀なる戰車、桟械化車輛の設計研究に着手し成るべく速かに之を完成す。桟甲部隊關係資材の大量生産に移転し得る爲速かに所要の工業力を整備す。

(五) 対桟甲に就て

(一) 対戰車裝備を充備す之が諸各部隊の自衛裝備は之を最少限に止め爾余は成るべく東洋使用する如く専門對戰車部隊を編成して深くに配置す。

右部隊は桟械化す。

(二) 各種火器（特に高射砲）は対桟甲戰闘に適する如く裝備編成す。

(三) 城城の對戰車裝備及施設を強化す。

(四) 港洲國工計画は対桟甲防禦を重視して策定す。

右の開合作戰根據地、補給原兵等の築城化に着意す。

(六) 民間指導

(一) 民間に於し桟械化に関する軍事思想を普及徹底せしめ特に技術に関する能力を向上す。

(二) 一般の自動車工業、燃料化学工業等を振興す。

第六 通信戦力刷新要綱

(一) 総論

作戦兵力の増大、作戦地域の拡大、作戦の複雑化、立体化、複雑化は現代戦の本態にして此の間に於し綜合戦力の發揮は豊富且つ確なる通信連絡の完備に依り始めて可能なり。

陸軍は大空軍、大飛行軍と相俟て通信戦力の画期的充実に着目し且下
通信兵力の比率は陸軍に於て約10パーセント、空軍に於て約13乃至17
パーセントにして今次大戦に於ける戦闘戦成功の重要な一要素を属
せり。

(二) 方針

将来戦に於ける通信量の増加を予察して速に軍の通信兵力及施設を増
強し且器材の改善と共に伴う訓練の向上に依り通信連絡の完璧を期す。

尚平時より内地外地に於ける通信諸施設を増強し且之を一元化し以て
軍作戦上の要求並戦争指導上の要求に合致せしむるを要す。

(三) 実行要目

(一) 企画指揮幹部の新設

- (1) 参謀本部(国防本部)に通信部を新設して企画に任せしめ陸軍省
(陸軍長官部)内の統制を增强す。
- (2) 高等司令部に通信部を新設す。

(二) 兵力諸施設の增强改善

- (1) 平時より戦時所要の兵力を保有し一倍動員とす。
特に先づ航空通信及飛行通信に重点を指向す。
- (2) 諸施設就中内外地に於ける軍の骨幹通信網並学校及軍隊の教育施
設を增强改善す。

軍の骨幹通信網は極超短波式中継無線網を適當とす。

通信学校及航空通信学校を同一地に在らしめ教育の密接な連携を
図る。

- (3) 通信聯隊其の他所要の通信部隊を強めて自動車化す。

(三) 人員の養成及能力向上

- (1) 速に人員の大層養成に着手す。之が為短期專門教育を実施す。
- (2) 通信兵種の色彩を濃厚にし長期服務に依る能力の向上を策す。
- (3) 無線教育に在りては特に混線分野に留意す。

(四) 機械技術を野戦器材へ導入し以て軍通信能力の向上及既設施設との連繋を図る。

(五) 軍以外の諸施設

(1) 研究所開を統合強化す。

(2) 内外に於ける航空、防空、気象等の通信網を強化し且一元化す。
之が為政府内に所要の統制局を設置す。

(3) 内外特に作戦地に於ける通信施設を増強し軍作戦並宣伝諜報等戦争指導の要求に即応せしむ

第七 実戦技術の刷新及び等に関する諸制度の確立

(一) 要旨

軍械拡充の一途進展による資材整備の不振は其主因資源及工業力の不足、技術科学力の低調に在りと雖も非能率的なる運営に存する所亦少からず。

現下の生産拡充計画に即応し重は自らの技術陣容を強化し以て技術を向上し調査統計を完備すると共に工場指導及利用を適正ならしめ兵器大量生産の基礎を確立し以て官民一致協力邁進せざるハカリす。

(二) 兵器技術の強化並兵器の審査及製造

(一) 技術官衙の構成

研究、審査、設計、製造及検査並整備の実施は其の本質上相互関連性を有するを以て之を一元化し相互の摩擦を排除し連繋協力の完璧を期するを要す。

而して軍需品の貯蔵及部隊への補給は之と性質を異にするを以て右と別体の一科開として独立せしむるを可とす但し弾薬完成作業は本補給科開の担任ヒし部隊には実施せしめず。

(二) 兵器研究科開の完備

兵器審査に必要な基礎的並予算的研究及工場に必要な技術研究の開技術者及施設を増強完備するを要す而して之等の研究に於ては部外に於ける研究科開との連絡を密にしそを活用するを要す。

(三) 兵器の研究審査並製造

(1) 兵器の研究審査

新機兵器の創案は大いに努力せしと雖も又現実兵器の堅実なる進歩を重視するを要す、又兵器の審査に際しては特に大量整備を考慮するを要す之か為試験数を増加し且製造方式確定に至る迄を審査部門

の担任とする。

(2) 兵器の製造

生産能力の増進及質の向上の爲め大量生産方式を採用し且つ試作の未確性を保たしむるを要す。

(四) 技術者の充実

(1) 技術者を大量に養成すると共に其質を向上するを要す。特に技術下士官及技手の教育並に検査官要員の教育を著しく強化す。

(2) 技術団を設け技術人事の統一を図り且つ道材通路彼此聯通を可能ならしむるを要す。

(五) 監督官制度

各軍の監督官を統一して一元的に利用工場の管理監督及調査に任せしむ本監督官は工場の技術指導及検査に任する検査官と明確に区分す。

各軍統一に至る迄の過渡期に於ては先づ陸軍部内の地上航空監督官を統一す。

(三) 兵器生産力拡充に対する重要施策

(一) 資源の獲得、原材料工業及精密機械工業の確立

(1) 資源の獲得

資源の獲得に関しては速に満洲、支那及内地を一円とする地域に施ける自給自活方策を実行す。

前方資源に依るべきもの亦勘からざるを以て之を取得に關し万般の方策を講ずるの要あり。空軍及機械化兵団の急進充備を要する場合特に然り。之を瞬時に統一且正確なる調査を実施し東亜資源開拓に対する不動の国策を樹立するを要す。

(2) 原材料工業の確立

本工業は画期的増強を必要とするものにして統一したる計画に基き不足工場を官設し其經營は民間に依託するを可とせん。

(3) 精密機械工業の確立

本工業は軍需生産の基礎をなすを以て国内工業の助成擴張に一段の努力をなすと共に速急の必要に応する所には外國技術の導入に対しても優先を認め以て至短期間に其基礎を確立するを要す。

(二) 人的要素

現在の人的要素の不足を補ふ爲には人の配置を適正にして能率的に利用し且つ技術者の多量養成を併行実施するを要す。

(三) 工場の利用運営並に其の統制

(1) 指導方針の確立

軍需工場指導方針屢次の変更に依り経験伝統の中止、企業心の萎縮、生産能率の阻害等を招来すること無からしむる獨創工場設置の範囲、民間工場利用の主義、分業制限及下請工場の利用の方策等に付其方針を確立するを要す。

(2) 兵器整備に関する統制事項

陸、海、空の兵器整備の大綱を一元的に統轄するは生産能率向上の為必須の手段にして此見地よりするも国防大綱の一元化を必要とする。其主要なる事項左の如し。

(1) 工場の調査及統計の充當

全国の工場調査は工場運用の根源にして一元的統制により計画的に実施するを要す。

(2) 原価計算の確立

原価の適正は経済的整備の基礎にして各軍共通の原価計算方式を確立し円滑なる生産を実施するを要す。

(3) 利潤を適正に統制するを要す。

(IV) 工場の利用分配

各軍の工場利用分野を調査し國軍兵器整備を重視に指揮して廉価なく整々に運用するを要す。

(E) 動力及交通運輸並工業立地

全國産業綱の能率的利用の為動力及交通運輸の統制を必要とし又陸軍補給基地として軍需工業の外地推進を図るを要す。

(四) 航空の特異性

今次戦争に於ける独創航空技術の駆使と整然たる工業組織の現状とは

空軍の致したる偉大なる成果の根源にして之を序圖の現状に比する既正に天地晉境の差ありと称するも遺言に非ず即ち序圖は今に於て抜本整備的対策を講ずるに非ずんば精銳空軍の建設至難なり。

而して之の対策は前述國防組織及空軍の一元化に俟たざるべからざるもの多しと雖も対策の主要なる項目を擷記せば左の如し。

(一) 航空科学は一般科学に其の基礎を置くべきは勿論であるも時々刻々進歩して已まざる航空科学の特異性と極端に之に應じ之を國家的綜合機關を独立設置す。

- (二) 航空科学は其基礎学術、設計技術、及製造工作技術の總ての亘り重複、分担悉く国防目的に副小一途の方針に基き実施し其職務配分の適切を期し得る如く強力する統制の方策を講ず。
- (三) 独創の現況に照し技術者の養成に方りては一概に技術を以て總括称呼せらるる者の内特に設計技術者、生産工作技術者の専門養成を重視す。
之か即國家學制の根本改革を必要とす。
- (四) 学術を生産に援すへき民間大研究機關を速に設置するを要す之か馬鹿すれば各会社より一部の適任者を強制抽出す。
中央航空研究所の改革促進は右の基調に基き処理するものとす。
- (五) 航空工業組織を根本的に改革す其基調たるべき事項左の如し
- (1) 全工業会社を打つて一丸とすし有能的に全性能を發揮せしむる如く才之が現行培養方針を根底より検討して資本の構成に及び又下請工業の範囲を改め之が統合整理を断行し戦争の要求に応じて要すれば某種の製作は随時翼、胴体、尾翼等単一区分に基き現各会社を徹底せる分業区分となし得る如く改革す。
 - (2) 工場配置に当りては利益を主とする一工場巨大主義を排し分業主義に依る能率の向上と同時に國土計画及防空上の考慮に基き之を分散す。
 - (3) 生産は原則として一工場一特種主義に徹底し又多量生産要求に合する如く完成部品工場を整理統合す。
- (六) 内地に現存する機体発動機等の各製造会社に対し滿洲及支那に修理工場を進出せしむる義務を課し当該製造機体発動機の大修理を実施せしむ。
- (七) 各特種を通じ整備の動向左の如し
- (1) 戰争に於ける空軍の占むべき發展的地位に基き各特種を通して戰略的任務の達成を重視す。
之が行動巨萬及携行武器を増大し航法能力を徹底的に重視す。
 - (2) 各特種個々の性能は空軍としての総合戦力の發揮を重視す。
 - (3) 急速なる速度増大主義は依然として止るとぞろなし。
 - (4) 高々度飛行能力、装甲防弾を重視す。
 - (5) 逐次特種統一特種砲主義に転換す。
 - (6) 特種の増加を制限す。爆弾及固定特種砲を装備せざる特種なし。

(7) 一彈の命中公算増加の爲輕爆は急降下に徹底し重爆亦此能力を附す。

以上要するに國家方針の一途に出つる一元的断行を先決とし同時に國家は之が實行の過渡期に於て國家自ら經濟的責任を負担するの覚悟を必要とする。

第八 軍の機能を發揮たらしむる方策

劃期的国防整備充実の実行に方りては特に軍事一体運転たる生氣を以て之に邁進すると共に能率の最大活用を期せざるべからず之が舊式の隊式規定に促されず無意味なる伝習を捨て新古き軍制より脱却して専ら自由奔放大衆的見地に基き只管その是と信する所を取決実現するの一途に精進するの要あり。

以下主として着意改善すべき要項を述小川は左の如し

(一) 滅私奉公的觀念の堅持

公に活き公に死するは是武人の面目なり。無意識的守る自由主義的恩想を矯正し毀譽得喪を意とせず我が使命達成と唯一の念願とする本來の武士道的精神に還元せざるハカリす。各般の規定條例に於て亦然り。

國民の誤りたる出世感を不知不識の間に國民の脳裡に印するが如きなど社会行爲に亘り注意施策するの要あり。

(二) 入軍の刷新

(1) 分に安んじ分に生くるの觀念

職分の貴賤的觀念を徹底的に是正し各自其職分に達識するを以て最も貴しとする觀念に立脚せざるべからず。

學歴者は経歴的評価を排し実務実力主義を第一とするを要す之が學業修了後にも社会を求めて実務教育を普及徹底せしむるを要す。

(2) 道材道所主義

人事により道材を養成し適處を得しむる如くす則ち長期間同一系統の職務に服せしめ又は特業分業の色彩を濃化するか如き是なり。

石に応し輪制区分、恩賞、給与等を改善す

(3) 指導的人物の配置と事務輔佐的人員の配分

中央官衙及司令部等に於ては特に必要最小限の指導的人物を骨幹とし之に配するに所要の忠誠事務能力なる経験者を既し以て指導的精神の透徹と事務能率の増進を図るを要す。之れが需要すれば在郷眷文官職

託等の多量利用に歎む。

(4) 人事の社年化

人事の社年化に関しては其の範囲方法を深く考慮す間へは官術に在りては部(局)長、課長、班長及び二三の課員を個々に在りては各隊長を社年化するの外は老練経験を主とするか如し。又全般に年令に比し気分を若くする教育及施設を行ふを要す。

(三) 指導者組織の考察

(1) 指導者は眞に有能達誠の士を以て之に充て並徹せる方針の樹立、強力なる指導、候刀乱麻的裁断に任す。

(2) 下級者は亦区知り算ら指導者の意図を擧して其の職務の積極的実行に任す。其職務に關しては苟も他の道徳を許さる抱負と経験とを堅持し、且統計調査資料を整理し常時指導者に快心の資料を提供し若は其の試用に應す。

(3) 上意下達、下意上達を遺憾守からしむ。之が馬上級者は速に意図を明示し下級者は隨時耳目を失せず意見の具申若くは資料の提出に着意す。

(四) 事務能率の刷新

(1) 中央官術に於ける指導的主導課の設置と其耗能發揮とに就て。諭制又は官制上に指導的主導課を定め之に強力する指導統制權を附与し且既するに指導的人物を以てし他部局課に対し耗を逐せよ所期の方針を明示す。他部局課は徒に方針を批評することなく如何にして之を実現せしむハキヤに努力するの趣旨を可とす。

(2) 職帶制、重帶責任的觀念を捨て主導課の企図する計画に対する実行前進の見地に於て連帶せしむ。之が職連帶の範囲を設定し且其の時期は始すじも事前なるを要せ下專ら事務の簡便と取扱とを企図す。

(3) 事務の計画的教育、事務に在するものを特に教育養成し以て能率の増進を策す。副官教育の施設の如き亦然り。

(4) 部課の改編、部課の編合に就ては必要の目的を達成するに適する如く重複を定め随時之を新設増強又は廃止削減するものとし時局に即応する処置に遺憾

今からレム。

第九 国防強化の諸緊急施策要項

副期的軍備の拡充刷新の爲には固より総國力を傾側して之を実現を企図せざるべからず之が需軍自ら得し得る限りの努力を盡すへじと雖高度国防国家に於ては國の人的物的諸要素は軍備に対し直接間接に至大の影響を有するを以て軍の軍部外に対する歴心亦極めて大なり戰時下神國の内治、外交、政治、經濟、交通、教育、防空の現況は能く獨國の国情、国民性、伝統を巧に調和して所謂高度国防国家の一体系を完備せるものと謂小べき之等に廻し深く研究すれば本源樂団の任に非るを以て該に之を割愛するも既述の軍備充実実行の諸軍部内外を通じ緊急施策を必須と信する若干の要項を述べれば左の如し。

(一) 経済及財政基本の考察

高度国防国家の建設特に国防上必須とする大軍備建設の諸重要な要素は國家の財政經濟態勢を整備革新し以て国防上の全要求を充足せしむるに在り、換言すれば某經濟觀念に基き一定の場内に国防を建設するに付すして國家の目的を確立し該目的を充足する諸經濟財政を從属転換せしむるの要あり之が點の基本的の要項左の如し。

- (1) 国民は皇國本然の人生觀に覺醒し自己は國家の如何なる面を担当せば皇國の發展に最も意義ある貢献を齎し併て自己の天分を完全に生かし得るやを人並の第一義とし政治は萬人をして各々其時處を解しめ如何にして其賦命に安せしむるやの根本に思ひ及ばざるへからず。即ち功利私益を擱けて発達せる經濟態勢を逐次転換して八仙一宇の理想を直ちに導入して經濟の基本とするを必要とす。
- (2) 経済の運営は石基本觀念に基し国防物質の量と流れとを周到に計画しそを基準とする物資運動の経済及之を達成に必要な努力と價值単位とする經濟に向つて之を転換導入するの要あり。
- (3) 国家財政は從來の財政技術を如何に丹念に運営せんとするも今や財政のものなし即ち多角的政策の羅列を排し重與に向つて国策政策の集中經濟化を圖るを定決とし腰抜する國民所得の増加を轉換して生産力增强に誘導する積極的施策を講すると共に政府会計予算の制度の合理化、能率化、科学化に關し技術的検討を加ふるを必要とす。

(二) 国民皆兵制の擴充

天皇親率の皇軍、統帥權の承行及國民皆兵の運軍体様は帝國の世界に
於るへき兵制にして日本興隆的一大源泉と謂ふべし即ち此の精神を拡充
して全國民に及ぼすは帝國独自の国防國家の人的組成を構成し天皇親政
の精神を浸透するの捷徑たりと信す之が圖示するへき若干の要目左の如し

- (1) 全國民を兵役に服せしむ即ち國役を介して兵役と公役とに区分し帝
國々民は其何れかの義務を遂行するを要するものとす。
公役は兵役に準じ國民の崇高する名譽たると共に其義務とし武器に代
わるに勤労を以て國家公共の諸作業に従事す其組織は凡て軍隊に準比
しむ。
- (2) 國家重要の地位に在る官公吏公共団体の指導的地位に在る者並教授
教師等教育担当者等は兵役終了を以て其資格の一とし又妻ニ戰場又は
國境軍隊に短期召集して軍人般的鍛錬を加へ國防に対する关心と理解と
を浸透せしむ。
- (3) 宮衛、學校、公共團體等は勿めて命令、服從、敬礼、犠牲、責任、
協同、秀科抜擢、將校團の氣風等軍組織を採用し、又學校教育は訓育
を主とする陸軍補充學校を範として經營す。
- (4) 軍人を貴しとする觀念を向上する爲國防思想を普及徹底すると共に
特に從軍將兵に対する國家の精神的社會的優遇の方途を講す。
戦死傷者の遺族に対する処置は右に併ひ一層之より徹底せしむ。
- (5) 女子に対する兵役及公役は男子の不足を補ひ且女子適任のものを賦
課するものとし特に日本家庭の空実性に調和せしむ。

（三）國民教育及体位の向上

軍備の飛躍的擴張、國防經濟の建設、國民皆兵制の拡充等高度國防國
家完整の爲の一大眼目は正に國民教育及体位の向上に在り。國家の尊
へきどころを明示し日本古來の精神を喚起培養し全國民結束して一の目
標に向つて大前進を開始せしむるは即ち之を教育の力に俟たざるへから
す。

- (1) 一貫せる教育体系を確立す即ち國民教育ハ母胎に始まり學校教育を
経て兵役又は公役に連接し爾後實社會に立ちて各々其介に応する教育
啓発指導を受けしむる如く國民教育の体系化を期す。
- (2) 一般教育は國防國家の必須とする國民の心構へ特に奉公の精神に則
り勤労、実践、實物的教育を屬さしむ。
即ち事實に就き体験を通して知識、技術を獲得せしめ之を實際に運用

することに重きを置く。

以上の外に科学、技術に関する教育の刷新を図る。

(3) 以上教育の一貫性及教育内容の重複構成により一般国民教育は兵役(公役)を以て之を終了し旺盛なる青年期を実社会に活躍せしむる如く教育段階を定む。

(4) 体位の向上の爲前述教育は德育と相俟て体育を重視す。

帝國に於ては特に婦女子の体位向上に翻訳的刷新を図る。

人口の都市集中、事務的職務の激増等に伴ひ一般教育終了後就職者の体位向上に關し特に國家又は社会の施設指導を加へ。

第十 結言

独伊観察の結果帝國国防上緊急と認むる事項以上の如し而して以上は固より国内意識の士の風に唱道するところにして之を敢て進言する所以のものは即ち他存し実行実現を切望すればなり。

独国再建並戰勝の跡と帝國慘敗の因由とを比較するどき前者は英國一體和平一目標に邁進実現せるに反し後者は豪傑相烈名論卓識漏すところなく遂に國家の危殆を招来せりと謂ふも遺言に非るべし。

本職等異郷に在りて皇國の眞姿を仰ぎつゝ愈々要は実行に在ることを確信するものなり。

本観察團に対する中央の配慮並盟邦独伊の誠意は本職等の特に感激するところなり。

詳細に關しては後日更に第二卷として報告すハキも右取扱へず報告す。

(終)

第二編

第一章 国防組織の一元化に就て

第一節 一元化の難対必要性に就て

帝國軍制を回顧するに明治維新兵制の確立以来陸海軍兵力の増加に伴ひ且累次の征戦を経て帝國各防中枢組織は今日の整備を見たり。此の向特に注目すべきは、当初統帥部は陸海軍を合せる組織なりじも海軍各令部の独立分離を始とし次て大本営幕僚長も一人より陸海各一名に改組を見今日本軍制中央組織は陸海軍省、参謀本部、軍令部、大本営陸軍部、海軍部に截然相岐れ、軍隊、官術、学校は固より陸海軍の協同、軍需工場の分析等に至る迄凡て二元の系統を以て茲に各独自の系統と歴史とを背景とし国防国家形成の段階に入れり。

帝國軍制就中其の中央組織は明治以来早く帝國の偉大なる発展の中核を形成し不滅の功績を建てたり。然れども今や帝國は現在及将来に施ける世界情勢に対処し国力を充実し国防国家の完璧を期し以て帝國の最高最大なる国是國家を四海に宣示せんとす。即ち擴張帝國の軍制又之に適応する如く反省革新を要すべき時期に到着せり即ち他なし、陸海空の國力組織の一元化断行にあり。獨創を觀察し前大戰当時の独創と現在とを比較し帝國の現情に皆み国防組織一元化の難対性を痛感すること在の如し。

(一) 戰爭指導に於ける国防意志の神速的確なる決定及發動。

戰爭指導に於ける武力戰指導即ち統帥の地位は重大なり。統帥に於ける先制主動の意志の決定及び發動は過激せる意東と統率の理性とに立脚し共に較じ發動せざるやからず、而して特に重要なは政略をして戰爭準備及戰爭実施に一貫の疑義なく戮力邁進せしむるに在り。之小局には意志の明確、純一を難対必要とし国防中枢の一元的發動を以て最も重要な要素と開す。現代戰の複雑多岐にして重大時局緊急接踵するに際し國策の一貫運用を切要とするに於て特に然りとす。

(二) 政戰兩路の緊密即決化。

戰爭指導に於ける政戰兩路の協調を高めする政略一元的なるに反し戰略ニ元的態様を存するは現代戰遂行上極宜忌制する所以にありす。便

令同一決定に到着するも其見方、考へ方、聞き方、傳へ方は各々個性により異なるは勿論特に情況重大困難なるとき因襲、傳統の潛在する時決定意志具体的遂行に於て緊密ならざる感あるは從來其例に乏しからず。

軍事の一元化は戦争指揮に於ける政戦両勝の緊密且都統化に画期的發達を見るに至るや必せり。

(三) 国防國家の急速整備

前述戦時に於ける場合の外今國国防國家態勢の急速整備に邁進するとき其中心たる軍の施策及態勢の一元化は推進及牽引力となり官民百の努力に聯るものあり。

(四) 統一且経済的精銳軍備の急速整備及研究訓練の綜合

軍需生産の統一、資源労力の融通、予算の運用等急速に精銳軍備を完備して衆寡する國際情勢に対処するは現社會國難の急なり、陸、海、空等にて軍備の充実に邁進する時は々研鑽の美を超越して相剋爭奪の弊を生じ之れ民情に及ぼす影響甚からざるものあり。國民生活に大なる忍苦を要する現時に於て特に然り陸海両軍の一元化は國家上下を一新して強大軍備の急速整備に貢獻するところ蓋し至大なりと謂ふべし。

(五) 陸海特に空軍兵力の統一運用

大陸軍と共に大海軍を必要とする帝國の地位は列強に輸に見ると之ちにして今も國力を傾倒して増強する武力は近く最高段に達すべく帝國か列強に対処する所今後不可缺の要素は實に充実せる陸海両軍を渾然一体化して十の戦力を十二分に統一運用し重実に向ひ各個に轟破するに在り五倍一舉に若かず之無くしこそ到底帝國の國是國策の宣示は不可能と謂ふべく陸海の一元化は今も昭和維新の先駆と謂ふべし特に空軍の統一運用を策し之れ独立を見る場合に於て陸海軍三軍の一元的統帥の必要は警言を要せざるべし。

第二節 国防指揮の一體化

帝國国防指揮の一體化確立の礎基調たるハキ準則左の如し。

(一) 固体に基き國民性を考慮し文武各協力一体運営の趣旨に則るを要す。

獨國の国防指揮は一人の「ヒットラー」なる人物を中心とし其偉大なる國家統率力を基準とし獨國民の組織性、服従性を根底として成立せ

るものにして其結構は之区前独乙帝國の構成に比すれば能く據國規範の情況に合するものと謂ふべし然れども帝國は尊嚴なる國体を基調すべく天皇を中心奉事し万民は天皇に歸へし以て永遠無窮の帝國将来を深く慮らざるべからず。故に獨國と比較すべからざる根底的相違あり。入林、英米國より望むべしと雖も個人により差等ある兵制は不可にして帝國ハ能力手腕のみ外至誠忠純の士あることを諸制の前提として決定するを要す。即ち文武、俗華、至誠奉公、翼賛を以て国防結構の要素とせざるべからず。方今、高段国防國家に在りては、文武一体言質的に區別し難きもの歎り才と雖其本質は眞豈儼然として之を確立するの要あり。即ち武は眞武に立ち素りに文に干渉せざる体系を至上也。

(二) 光輝ある統帥權を基とし建軍の本義に遵従するは軍隊精強の第一要素なり。

軍隊は天皇親率にして指揮鞭撻の關係は武然として統帥權奉行の精神を本義とす。之聖軍か他制府を受けて命令一下統一する聖戰に従ひ得る所以なり。獨國に於ける軍政反對離の幕僚長が同時に軍隊の長官たるの現制は不可にして軍隊に於ては統帥の不躊躇立と果敢斷行とを依然強調すべく軍令、軍制編製の責任の分界不明瞭なる小如きは保るべからざる所なり。

(三) 軍政、軍令の両性能か相互調和し且威力迅速に其性能を發揮する如く制定するを要す。軍政、軍令両系統を依然眞然區別すべきこと前述の如し、而して往時政治力混淆し軍備第一義に徹底し得る情野に於ては軍政當局が作戦の要求充実に大なる苦心を拂ふも効果少く變更政府と軍と対立し延いては統帥府の軍政結構に対する不信を醸成するか如き忌むべき情況を見たること少らず。諸制之に則して進展せる小如きもの少しとせす。然れども今日に於ては国防國家の全努力は国防の強化を第一義として國家諸制を規律せんとし、軍政當局は其中心としてあらゆる努力を傾斜しあり。則ち統帥府は安んじて軍政當局の施策に信頼し以て本然の作戦用兵に專念すべく可能の兵力を以て靈敏なる作戦計画を確立し常に軍政の努力に明確なる指録を年少ると共に統帥に些の障壁をからしむるを要し又軍政當局は統帥に信頼して作戦目的達成の爲所要の量と質とを準備し實現せざるべからず。是軍政軍令両性能發揮の構官制決定の根本要素とす。

次に軍政軍令両大臣個々に付上下の系列に関しては国防の基本たるべき企画、統一部局と軍政、統帥執行部局とを区分するを可とす。取ち前者は広く軍以外の大臣と接觸し軍の見地に於ける戦争指導国防國家の指導及國策の御小所を画策し、後者は前者の定むる所に従ひ純然たる軍政、軍令に專念して國軍の精強を圖るを任とす。是亦軍政、軍令両大臣発擇の重要な要素とす。

陸軍の国防軍總司令部は前者に、陸、海、空軍總司令部は後者に該当するものにして以て國軍の參考とするに足る。

(四) 国防国家の態様は取ち平戦時近似の態勢にして特に国防中枢機構は平戦時全く同一の觀念を以て制定し唯平時業務遂行上の便宜と性質とを考慮し若干の差違を認むるを適當とす。

以上に基く国防大臣の体系の概要は附表第一の如し

第三節 軍 政 機 磯

(一) 国防省

(一) 国防大臣は國務大臣なる陸(海)(空)軍中の現役大佐(准將)将を以て之に親補し國軍の軍政を管理し所轄諸部を監督す。

(二) 国防省官制の概要附表第二の如く国防の大體又は基本とするべき事項及陸海空三軍軍政の逐一に關する事項を處理するを以て本旨とす。而して三軍の軍政に關しては其長官部をして各々各軍の特性を十二分に發揮せしむべく国防省は眞に統制を棄する事項又は統制に依り各軍軍政を積極容易ならしめ解へき事項に關してのみ之を管掌し余りに細部に亘り干渉せざるものとす。

(權限上奏権を加ふ)

(三) 国防省職員は三軍中の俊秀を簡拔し成るべく国防大学に於て所要の教育研究を修了せし者を以て之を補充するものとす。国防省武官は三軍と別個の服制を依る。

前項の外成るべく国防大学にて教育したる文官を加ふ。

(四) 国防調査統計局は国防に関する内外一切の調査及統計を収集保管し国防上正確なる判断、処理の基礎資料を準備するものとす。

(五) 宣伝報道部

(六) 現今陸軍省所管事項中國防省所管を以とするものを列挙すれば左の如し

(軍事課)

- 国防の大綱に関する事項
- 国軍の運営及三軍兵力の基本
- 戒嚴、警備中所要の事項
- 国軍予算の一般統制

(貿易課)

- 国防政策一般に関する事項
- 国際的規制に関する事項
- 國家總動員一般に関する事項
- 帝國試験会との交渉
- 洲洲國及支那の軍事其の他に關連ある事項
- 国防思想の普及思想政策に関する事項

(兵器課)

- 兵役に関する事項
- 人命勧奨一般に関する事項
- 在郷軍人会に関する事項

(防衛課)

- 憲兵の本務に関する事項
- 軍事警察及軍械の保護に関する事項
- 都市計画に関する事項

(職能課)

- 軍需動員、物資動員一般に関する事項
- 軍需動員に要する人員の取得及分配に関する事項
- 海外軍需物資の取得及利用の基本に関する事項
- 特需に関する事項

(工政課)

- 軍需品、工業の指導及補助の基本に関する事項
- 軍需品製造設備の計画及其の実施の統制に関する事項
- 軍需品製造等の監督の統制に関する事項

(資源課)

- 軍需品の原料及材料の調査及研究の統制に関する事項
- 軍需品の原料及材料の需給、調整に関する事項
- 軍需品の原料及材料の規格の統制に関する事項

燃料一般に関する事項

(文 通 諸)

国防交通一般に関する事項

水陸交通路に関する事項

飛行交通の統制に関する事項

(主計 諸)

軍資運用の研究及審議に関する事項

(監査 諸)

民間工賃に対する經理及原価調査の監督に関する事項

(二) 陸軍長官部

(一) 陸軍長官は陸軍將官を以て之に親補し国防大臣に就し陸軍之政を管理し所轄各部を監督す

(二) 陸軍長官部官制(案)の概要附表第三の如し

陸軍長官部は主として陸軍の精強を図ることに努力し特に必要ある場合に限り国防大臣の指示に従ひ政府或附陸軍部外官民の指揮又は統制に任するものとす。帝国議会に關しては陸軍長官所要に応じ政府委員として出頭することあり。

陸軍長官は自ら軍政を切り廻すことを主義とし次官及局を置かず課長を自ら指揮するものとす。但し直轄幕僚若干を有し長官の企画裁断を積極的に助成し且各課軍務の連繋を円滑ならしむ。

各課の種類及業務並人員の配当は長官之を走め自ら企図する軍隊達成に適する如く隨時之を増減改廃するものとす。又課長は少将又は佐官級とし軍務の競争を図る。

國防省に於て管掌する事項中陸軍専門事項又は關係ある事項に就ては國防省と密に連絡し兵を失せ寸資來を決定準備するものとす。又陸軍専門事項のみの法律、勅令等は国防大臣に報告するの外陸軍長官部之が施行命令の手続を採るものとす。

(三) 教育本部、特甲本部、通信本部、兵器總本部、兵器補給廠其他に就ては別に述ぶる如きに依る。但し陸軍長官は之等特閣の長に対し明確なる軍政上の根本方針を示し各本部をして適當なる性能發揮に置かれからしむるものとす。

(三) 空軍長官部

空軍長官部の官制案の概要附表第四の如く其趣旨は陸軍長官部に準ず

但し空軍長官は内外國土及三軍に係る一切の防空（三軍各直接の防空及三軍の兵力使用に関するものを除く）を管轄し且同時に作戦軍航空行政一切を管轄する柱脚（別に新設）の長を兼ねるものとす。

第四節 軍令機関

（一）国防本部

（一）国防總長は陸（海）（空）軍半の現役大（中）將を以て之れに親補し、天皇に直隸し権體の軍務に參画し國防及用兵に関する計画を掌り所轄諸部を管轄す。

（二）国防本部の編制（附表第五）の如く其主要業務左の如し。

（1）戦争計画の策定及戦争準備の企画統制並戦争指導の基本的事項

戦争の計画準備指導は政府及統帥部兩者の一体的協同業務なり其業務の在況なる到底統帥部のみの能くする處に非すと雖も国防の重責に任する国防本部は之等の基本事項を確定し不斷内外の情勢を注視し刻々変動する柱脚の動きに廻し不動の方針を堅持すると共に國家諸敵の指導に対し常に主動的準據を存へざるへからず。之が屬不断政府諸柱脚と連絡し冷靜に戦争計画を銳練推敲する部局を有するの要あり。

（2）国防方針及作戦計画を策定し特に三軍の総合運用之に基く三軍各の兵力量分担、任務、協同、隸屬区分の根基を定め各軍の軍備全般の準據たらしむ。

（3）国土防衛の東定

前項に準す

（4）日滿支三国の国際調整に關する作戦關係事項の決定

（5）情報（諜報を除く）の収集及防諜の統一的事項

（6）諜報及諜諜業務の統一実施

（三）国防本部の業務の概要前項の如しと雖特に統帥上重要なは三軍各統帥部をして一致の目的に向ひ積極果敢統帥の妙諦發揮に盡慮せからしむるに在り此の趣旨は国防省と三軍長官部との關係に於けるよりも一層重視し例へば三軍の協調の如きも基本目的に是するもの以外は細部に至る迄も一々上司に決裁を上申するか如きこと無からしむるを要す。即ち特に三軍の精神的連携協調の誠に万全の着想を置かざるへからず。

- (四) 国防本部職員は歴めて川敷道材主義とし三軍中の優秀を簡拔し特に三軍の性能に適するを要し国防大学を修了せしむるの外三軍統帥の実務を経験せしめたるものをして之を補充するの要あり。規制亦国防省と同様別途に制定するを要す。
- (五) 通信連絡部は全軍及海外武官の中央に対する通信連絡の実施並監督托附とす。
- (六) 謙報部は諜報及諜略の統一実施托附とす。
- (七) 謙報部及通信連絡部は其業務の性質に鑑み全般のもの、三軍各自のものを一體して統一実施するを適當とし国防本部直属托附とす。
- (八) 国防大学は三軍より簡拔せる将校に対し戦争及三軍綜合用兵の教育及研究を行う。校長は国防次長兼任とし教官は国防省、国防本部等に本職を有するものを主体とし実務を中心とし現実と理想、過去、現在、将来に亘る教育研究を行ふ。有の外政府官民の達識の者を以て教官及学生とするものとす。

(二) 大本營

大本營は平時国防本部を以て之に充つるものとし特に増加する人員及托附左の如し

国防大臣（大本營監督とす）

国防經濟監督局長

陸、海、空各參謀總長

国防省報道部

(三) 陸軍參謀本部

(一) 陸軍參謀總長、現役陸軍將官を以て之に親補し、国防本部長に隸し陸軍作戦計画及動員計画を算り所轄諸部を管轄す。

參謀總長は參謀の職に在る陸軍將校を統轄し且其教育に在す。

參謀總長は全陸軍部隊の長に対し作戦計画及動員計画に関する区連權を有す。

(二) 陸軍參謀本部編制(案)の概要附表第六の如し

陸軍參謀本部は算り陸軍用兵作戦の計画に努力し直接又は所要の托附を通し作戦上の要求を全軍に漫透せしめ奉。陸軍高級指揮官の教育練成を図るものとす。

陸軍參謀總長は自らの智慧を傾けて作戦に専念するものとし次長及部長を置かず課長を自ら指揮するものとす。但し直轄（空軍連絡將校を

合ましむ) の幕僚若干を有し總長の企画、裁断を積極的に助成輔佐し且つ各謀事務の連繋を円滑ならしむる趣旨は陸軍長官部に於て述べたるに同じ。

(三) 陸軍大学、陸地測量部に付ては現制に準ず。

歴史、作戦用兵研究部は陸軍大学が當面の作戦計画に応する研究を主とするに反し広く深く戦史及兵学の深奥を研究調査に任するものとす。

(四) 空軍參謀本部

(一) 空軍參謀本部の編制(案)の概要附表第七の如く其趣旨は陸軍參謀本部に準ず

但空軍參謀長は軍防空(三軍各直接の防空を除く)計画に關し三軍所要の部隊を直接区處するものとす(陸海軍所轄部隊に対するは陸海長官に研討の上)

(二) 陸海軍より連絡將校を置く。

(三) 空軍大學、戦史作戦用兵研究部に就ては陸軍のものに準ず。

(五) 陸軍、空軍參謀本部の戦時編制

平時組織を準用す。但し主力を以て轻易に戦地に出動、帰還し得る如く行動軽快性及移動通信連絡を強化するものとす。

第五節 新国防組織より見たる現制一部の觀察

(一) 教育總監部

教育總監部は教育本部に改編し陸軍長官所轄官衙とし陸軍參謀本部、特軍本部、通信本部、技術本部(管轄事項を除く)の一切(官衙、学校及各部を含む)に亘り其進歩向上を圖らしむる如く之を増強す。

教育を陸軍長官、陸軍參謀本部何れに屬せしむべきや又其旗下学校の一部を陸軍參謀本部隸下に移す等に關し諸業あるも本業に於ては軍政機關に隸せしめ入率、予算、特に教育訓練施設の刷新向上と教育の統一を考慮して一案を樹立せり。作戦と教育との密接不可分性に關しては固より必要なるも作戦上の要望は參謀總長の區廻權與令、條例を通じ必要な時之を表明し得べく又学校の性質上特殊隸屬せしむるの要少かるべきを以て陸軍參謀本部をして作戦に專念せしむる趣旨に併せ考慮し在の案に據れり。

(二) 航空總監部及航空本部

(一) 航空總監部は空軍教育本部に改編す、其趣旨教育總監部の改編の趣

旨に準ず

(二) 航空本部は空軍長官部の新設と共に是處前に解消す。

(三) 侍従武官府

侍従武官府は専任武官の外兼任武官を設置す。兼任武官は國防大臣、國防本部長、直属幕僚中より之を詮衡す。其趣旨は國防基本となるべき事項に関する奏上、奉答、命令の傳達を一層的確にするに在り。

(四) 軍事参謀院

軍事参謀院は國防組織の一元化と共に実質的価値少きを以て之を廢止す。

(五) 檢閲總監

(一) 新に檢閲總監を置く

檢閲總監の人員及幕僚の入員は各若干名とす。

(二) 檢閲總監は歴戦者又は枢要なる軍務の経験を有する將官にして功績特に顯著なる者の中より之に親補し天皇に直隸し常時國軍諸部隊を檢閲し國防國家態勢に於ける軍民の協調を查察し其状況を隨時奏上し且國防大臣、國防本部長に通報し國軍就中三軍の一体化的向上進歩に資するものとす。

第六節 國防組織改革の諸実行上着意すべき事項

國防組織の改革は軍制改正の事業にして實に昭和維新國防國家完備の核心なり特に國防の一元化は理路明にして其要切々たるものあるに拘らず當局の断然として提唱するに至らざりし所以のものは明治兵制確立以来建軍七十有余年法制完備し傳統平定として事余りに重大なると將局の度意にして省るの余裕少りしに因るものと思惟せらる。而して実行上最大の要は陸海兩軍の意見一致に在り。

(一) 陸海完全なる意見一致の要に就て

國防中枢の改革に方りては陸海完全なる意見の一一致協調を第一義とし初動純正國防上一案の疑惑を残さざるを要す。往時上陸の海軍長の陸軍を喧伝し陸海兩軍の協調に弊を及ぼしたるが如き諸國が國防軍の統一の腐血の肅正を行ひたるが如きは最も戒むべき所とす。特に將局組織の互界情勢下に在りて陸海兩軍に日を重めるが如きは不可にしこ者に因り至短時に断行する所を要す。

陸海兩軍の一一致協調は各種の手段ありと雖下僚の協調より始むべき性

質にあらず。陸海大臣及大本營師幕僚長直接聯を交へて武を隸り案を決して両者同時に奏上、上諭に依るを要す。

(三) 国防組織改正委員会

陸海両軍の最高基本方針決定と共に国防組織改正委員会を設置する其性格は左の如し。

- (1) 勅令裁可とす
- (2) 本委員会の任務は陸海両軍の一元化の可否を研究審議するものに非ず。一元化の官制を決定し諸制の改変具体案を得るに在り。
- (3) 本委員会は国防組織の充整迄之を審議するも国防組織の一元化は本委員会の完全なる研究完畢を待ちて之を具体化するものにあらず。逐次に実行に移し成るべく速かに之を充整の域に至らしむる如く業務を律するものとす。
- (4) 委員会總裁は現役武官を以て親補し天皇直隸とし委員は文武官を以て之に充つ。

總裁は国防組織一元化に關係ある事項に關し陸、海軍大臣及參謀總長、軍令部總長を区處することを得。

(三) 国防組織の一元化と空軍独立との關係に就て

陸海軍の一元化と空軍独立とを両者同時に進行べきや、向れを先に行ふべきやに關しこは研究の要あり。然れども最小限統帥部の一元化を先決するに非れば陸海航空の統一運用不可能なるを以て串聯上の順序として統帥部の一元化、陸、海航空の独立運用体系の應急整備より始むるを適當とす。

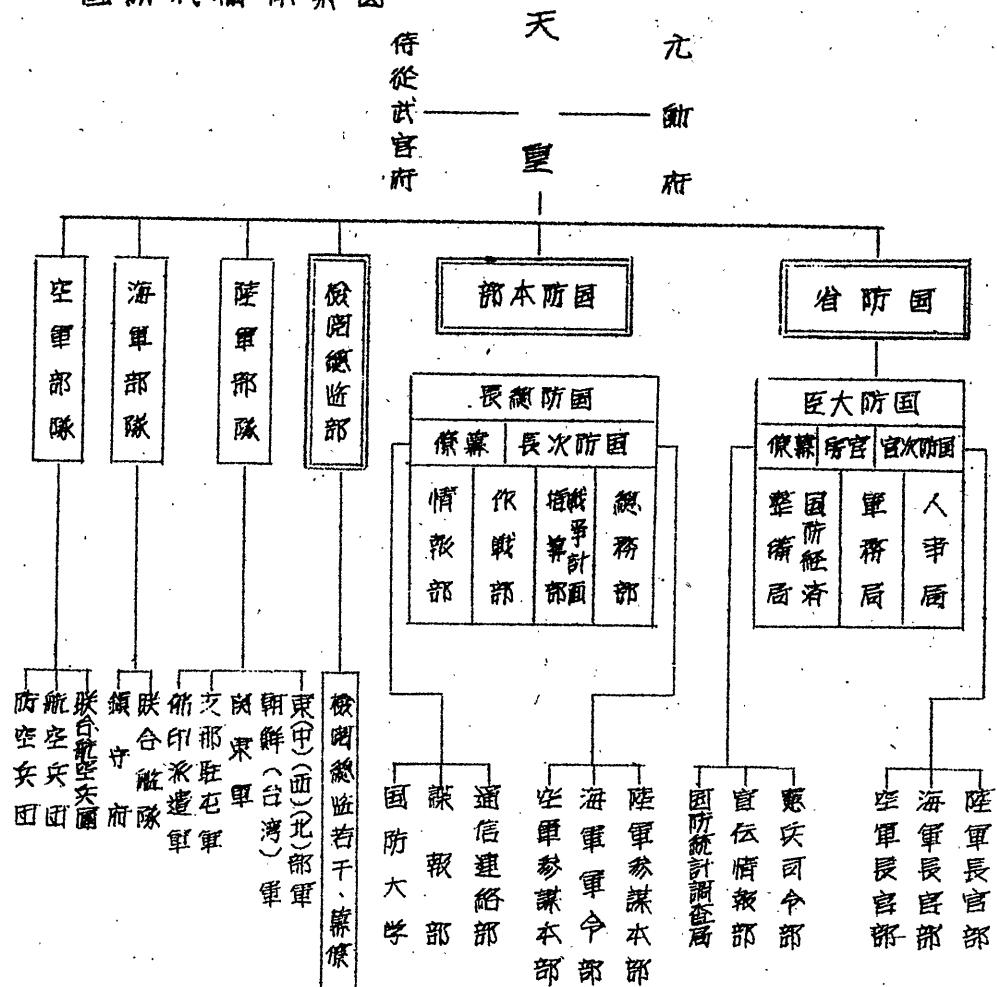
又陸海一元化の要を論するに方りては空軍独立の要空力説し又は軍需技術の統一の要を説述するを以て現時局に適切なる場合もあるべきを考慮するの要あり。

過渡的に実行し得るものは直ちに実施するを可とす。

(終)

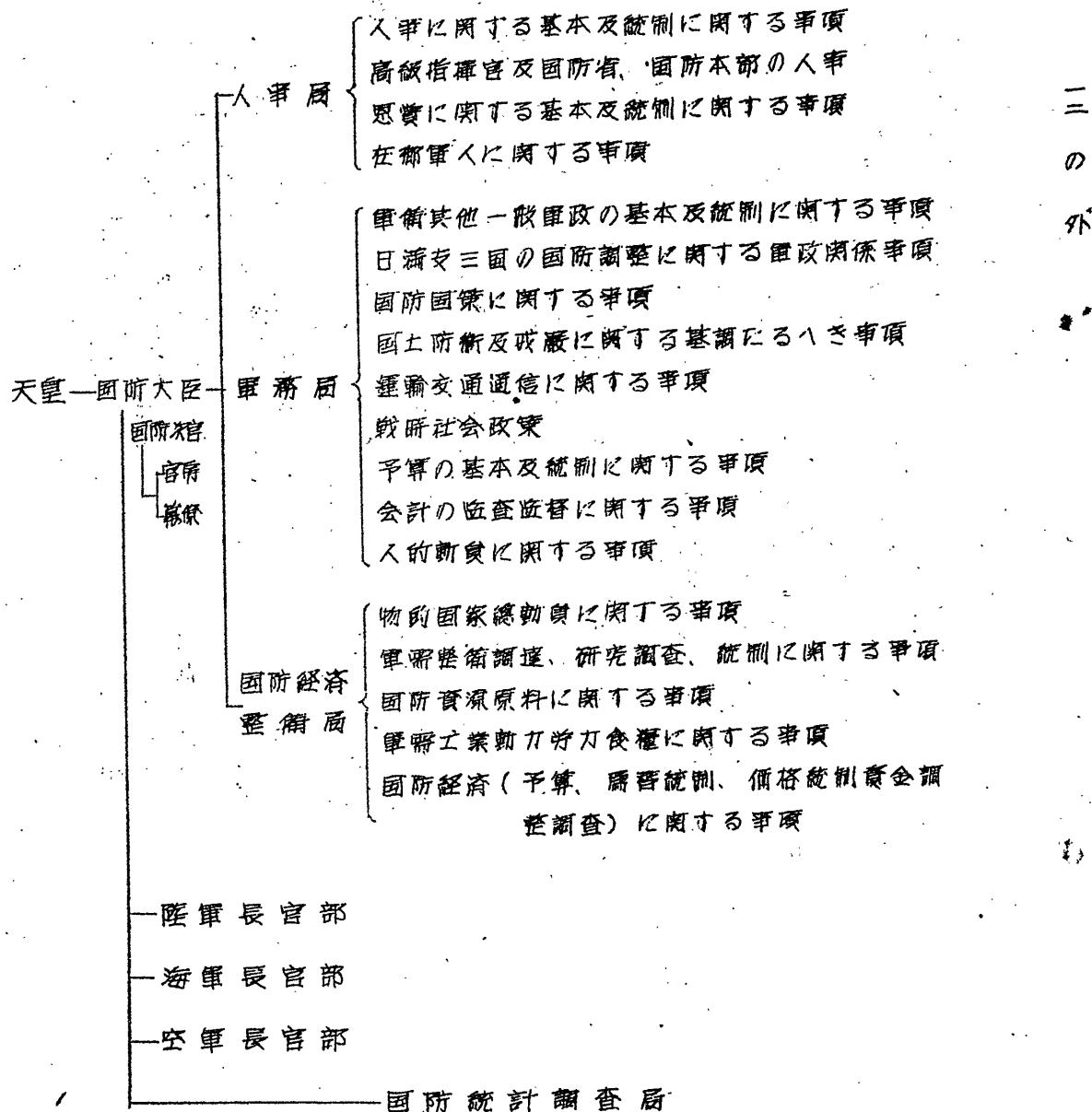
耐表第一

国防結構体系圖



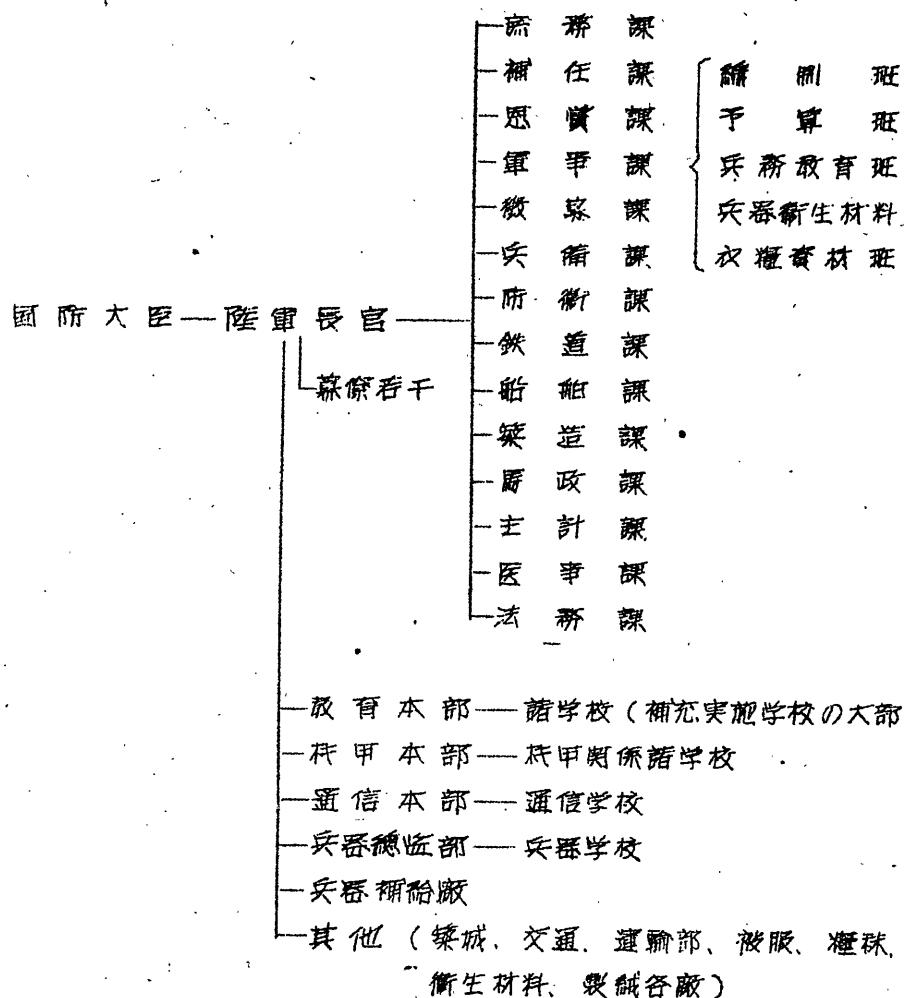
附表 第二

國防省の統制



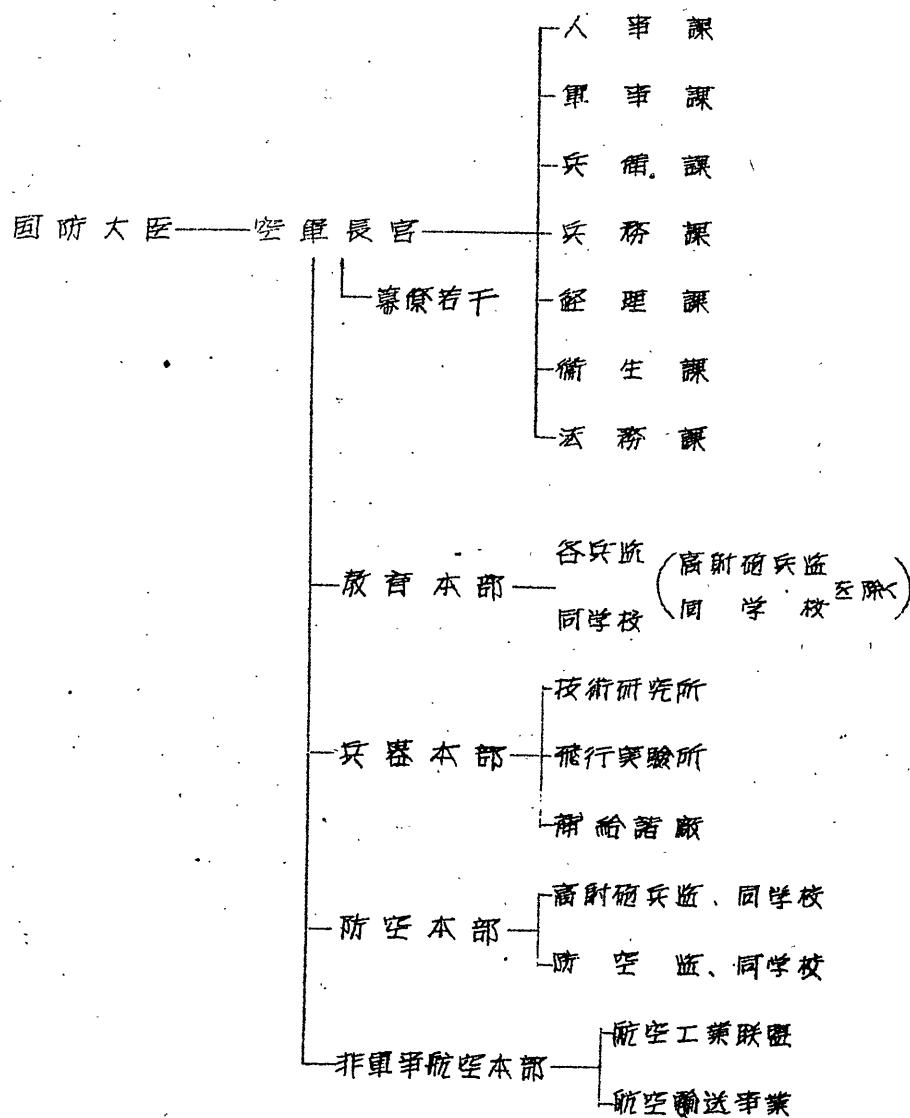
附表第三

陸軍長官部の編制



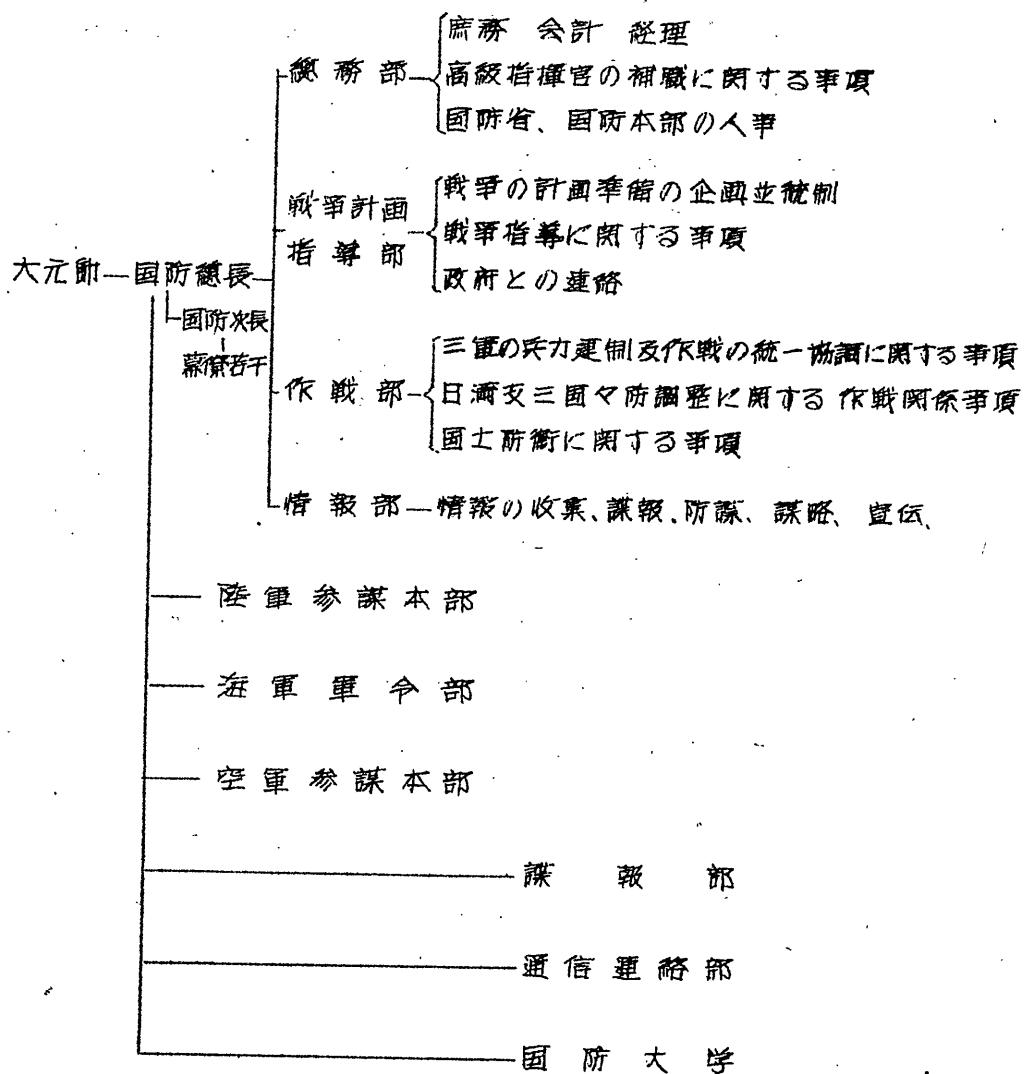
附表第四

空軍長官部の編制



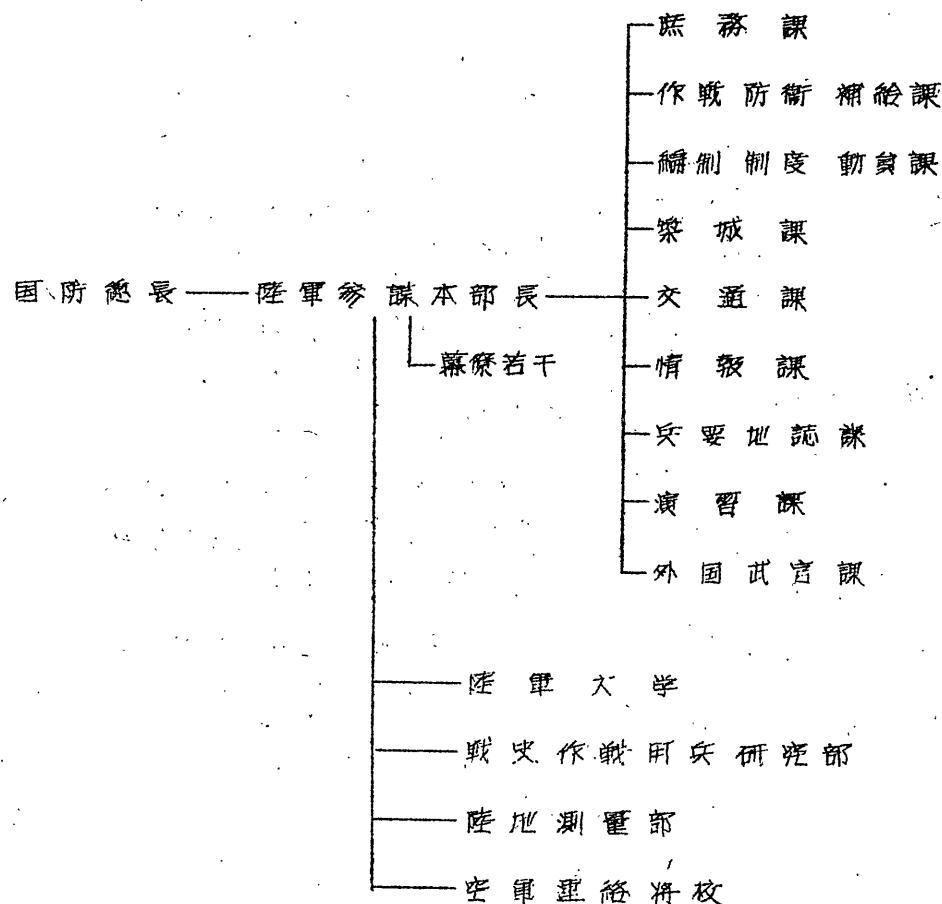
附表第五

国防本部編制



附表第六

陸軍參謀部の編制



0875

附表第七

空軍參謀本部の組織

